

平成 24 年第 2 回玉城町議会定例会会議録 (第 2 号)

招集年月日 平成 24 年 6 月 12 日 (火)

招集の場所 玉城町議会議場

開 議 平成 24 年 6 月 13 日 (水) (午前 9 時 03 分)

出席議員 1 番 中西 友子 2 番 北 守 3 番 坪井 信義
 4 番 北川 雅紀 5 番 中瀬 信之 6 番 山口 和宏
 7 番 奥川 直人 8 番 山本 静一 9 番 前川 隆夫
 10 番 川西 元行 11 番 風口 尚 12 番 小林 豊
 13 番 小林 一則

欠席議員 な し

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長 辻村 修一 副 町 長 中郷 徹 教 育 長 山口 典郎
 総務課長 林 裕紀 会計管理者 前田 浩三 税務住民課長 田畑 良和
 生活福祉課長 中村 元紀 上下水道課長 東 博明 産業振興課長 田間 宏紀
 建設課長 松田 幸一 教育事務局長 中西 元 病院老健事務局長 田村 優
 総務課長補佐 見並 智俊 教育委員長 加藤 禎一 監 査 委 員 中西 正光

職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 辻 誠 同 書 記 宮本 尚美 同 書 記 内山 治久

日 程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 町政一般に関する質問

質 問 者	質 問 内 容
小林 豊 P2~P9	1. 介護保険料還付について 2. 24時間保育導入について 3. 施設命名権 (ネーミングライツ) の導入について 4. 各種規定等について
北 守 P9~P18	1. 玉城町の学校教育 (学力の向上) について

奥川 直人 P18～P32	1. 平成24年度重点施策について 2. 地域担当制の活動状況について
前川 隆夫 P32～P34	1. バイオディーゼル燃料化事業について
中瀬 信之 P34～P47	1. 健康寿命の延伸対策について 2. 震災がれきの受け入れについて
中西 友子 P47～P51	1. 放射能測定器の購入について 2. 生ゴミ減量の取り組みについて
北川 雅紀 P51～P60	1. 入札の最低制限価格について 2. 2011年12月議会で質問した行政の広告収入について検討結果報告

開議の宣告

(9時03分開議)

○議長(風口 尚)

ただ今の出席議員は13名で、定足数に達しております。
よって、平成24年第2回玉城町議会定例会第2日目の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

会議録署名議員の指名

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において
4番 北川 雅紀君 5番 中瀬 信之君
の2名を指名いたします。

町政一般質問

次に、日程第2 町政一般に関する質問を行います。
それでは最初に、12番 小林 豊君の質問を許します。
12番 小林 豊君。

《12番 小林 豊 議員》

○12番(小林 豊) おはようございます。ただ今、議長のお許しを得て一般質問の機会を与

えていただきましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

しかし、その前に1点、訂正をお願いしたいと思います。私の通告の中で4番目のところの各種規定の“定”が定めるになってますが、文書中も定めるになってますが、“程”に訂正をお願いしたいと思います。

それでは、質問を始めさせていただきます。質問事項は介護保険料還付制度について、24時間保育導入について、施設命名権ネーミングライトの導入について、各種規程等について、この4点でございます。よろしくをお願いしたいと思います。

先の3月議会定例会の討論の場でも申し上げましたが、介護保険法は平成9年に施工されました。その時代背景には、老人福祉法の財政破綻、医療分野を切り離して老人保健法を制定したものの、これも破綻いたしました。そのため、新たに高齢者福祉を扱うシステムが必要となりました。

そこで登場したのが介護保険法であります。それ以外に老人の社会的入院が非常に多く、介護分野において、新たな社会保険方式が必要となったという経緯もございます。

また、介護保険は、市町村が直接住民に行う制度であります。当初、玉城町は近隣町村との組合方式での保険料の算定をしておりましたが、市町村合併後、町単独で会計運営し現在に至っています。

このような経過の下、3年ごとで見直される介護福祉計画を基礎に料金改正がなされ、本年は改正年で既に改正され、保険料は実質値上げとなりました。しかしながら、このことは住民の皆様方に介護保険が認知・理解され、介護サービスを受ける方も増えるとともに、介護サービスを提供する側、すなわち事業所も玉城町においては充実している結果だと考えます。

ただ、保険料を支払いながらも介護サービスを受けずに元気に過ごされている方、また、家族による献身的な介護によりサービスを利用されない方、こういった方々のために恩恵処置として、国保で町が実施している国保無受診有料報奨的な、大げさかもわかりませんが、介護保険料還付制度を確立されるお考えはないかをお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（風口 尚） 12番 小林 豊君の質問に対し、答弁を許します。

町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） 小林議員から介護保険料還付についてのご質問をいただきました。議員にはこの制度について大変詳しくご承知でございます。制度創設から12年が経過をいたしておりますけれども、当初想定から遙かに速いスピードで高齢化、少子化がどんどん進んできておるとい状況にあるわけでありまして。また、保険料も毎回毎回アップをして当初と現在では2倍の保険料ということに推移しているわけでありまして、今後、この制度の維持をどうしていくのかというのは、大きな課題であるということでございます。

ご質問のように元気で過ごされてサービスを受けずに、また、家族の方の献身的な介護によって過ごしておられるという方も当然おありでございます。

しかし、ご承知のように、この制度が相互扶助、利用していない人も負担をしていただ

くと。したがって、制度の中に保険料を還付するというこの制度はないわけですが、議員からのお尋ねでは、やはり国民健康保険制度の中で報奨の制度もあるということのご質問もあるわけでございます。

特に全体をとおして町としての健康づくりを重点的に進めておる中でございますので、国保のこの報奨制度をはじめといたしまして、いろんな角度から元気で、そしていろんな健康診断を受けられて、普段から健康に努められておられるという皆さん方に対する報奨等の考え方は、これからも研究はしていかなきゃならないと思っておりますが、今のこの介護の制度の中では、そういうふうなところの考え方は持ち合わせておりませんので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（風口 尚） 12番 小林 豊君。

○12番（小林 豊） 還付制度ということで、ちょっと大きさに書きすぎたところもあるかもわかりませんが、やっぱり何らかの恩恵措置があつてしかりかと思うんですよね。国保のことも取りだして言わせてもうたんですけど、国保では1年間無受診でしたら記念品ですか、というものを贈ってるようなので、そういう形でも良いと思うんですよね。もちろん条件整備は必要になってくると思いますけど。

あと、高齢者の方へ祝い金、そこら辺をもう少し整備して、こういった還付というか、何らかの恩恵措置を、それも講ずるご意志はございませんでしょうか。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） 議員のほうからもご提言もいただいておりますように、ちょうどこの敬老祝い金の考え方の趣旨の中で、やはり高齢者の皆さん方が元気で暮らしておられることに対するお祝い金というようなことでありまして、今回、見直しをしてから今年の実施で丸5年を迎えることとなりますので、改めて議員の皆さん方とご相談を申し上げまして、考え方を協議をしていきたいと思っております。

もう1つは、この介護保険の中でサービスを受けていただいている方とそうでない方、元気に過ごしてみえる方、あるいは、お年寄りになられてもできるだけ介護を受けずに暮らしていただけると、つまり介護予防のことについても、この制度の中で取組をしておるということでございますけども、今回の少し気にしておりますところは、昨年、この第5次の計画策定の際に、町民の皆さん方に地域包括センターの存在をご存じかとかどうかというふうなアンケート調査をいたしました結果が、41%の方がご存じないというデータが出まして、やはりどういう状況でこの存在をご存じないのかということ、あるいは、さらにこの町としての取組をご理解をいただくような啓発活動にも、これから大きく力を入れていく必要があると思っております。そういった点で大変高齢化、核家族化を迎えての大きな課題でありますから、力を入れさせていただきたいと思っております。

○議長（風口 尚） 12番 小林 豊君。

○12番（小林 豊） 対象者の方の条件整備等は必要になってくるのは当然ですが、保険料の上昇は避けて通れないと思うんですよね。介護サービスを受けない、使わない方にも何らかの恩恵をぜひともご一考いただきたいと思っております。

次の質問に移らせていただきます。

男女共同参画社会が進む中、男は仕事、女は家庭という考え方は時代錯誤のようになってまいりました。雇用面においても女性の社会進出は近年目まぐるしいものがあります。

ただ、看護・介護分野においては、今も昔も女性が占める割合が多いのが現状であります。医療機関での病棟勤務、入所系の介護施設での勤務では昼夜を問わずの勤務態勢で、夜勤を避けては通れないのが現状であります。

また、コンビニエンスストアをはじめ、飲食店等異種他業種においても24時間営業が当たり前前の時代になってまいりました。

昨今の看護師不足、介護士の事業所での低定着率の解消を担ううえにおいても、また、業種にかかわらず、子育て世代の方が収入の確保のために安心して夜間に労働できる体制を確保するためにも、子育て支援の一環として24時間保育の導入を、実施するご意志はないかをお伺いしたいと思います。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） 24時間保育についてのご質問、このことも日本の国としても、あるいはこの地方、玉城町としても、これからの町の維持・発展のために重要なことだと思っております。特に子育て支援は重要な課題だという考え方を持っておりますが、21年度に実施をいたしました次世代育成支援行動計画策定のためのアンケートを行いました。そして、その中で充実をしてほしいという支援策といたしまして、子どもを連れて出かけやすい場所を増やしてほしいとか、あるいは、保育や医療の費用の負担を軽減してほしいとか、あるいは、ファミリーサポートの充実をしてほしい、こういうようなことが上位に上がっているわけであります。

やはりご質問の看護・介護分野等で女性の方々が安心して勤務についていただくということなり、あるいは、その他の子育て支援の対策を充実をしていくという時代になってきております。

もう1つは、そういう体制も合わせて今の国なり地方が抱える、大きくは人口減少、子どもがどんどん少なくなっていくという中では、先般の内閣府の調査によりますと、子どもさんを増やしたくない理由として、子育てや教育に金がかかると。あるいは、自分や配偶者が非常に高齢化してきておるといふようなこと。そして、働きながら子育てできる職場環境がないと、こういうふうなことが子どもを増やしたくない理由として挙げられているという結果も出ておる分けてございます。

申し上げておりますように、男女共同の参画の社会、そして、さらに人口減少の社会をどうこれから対策を講じていくかということは課題でありますから、町としてもこのことに力を入れていかなきゃならないと思っております。

24時間保育の体制につきましては、現在、ファミリーサポートセンターで家族の協力の下に受入が可能という形になっております。具体的な内容を担当課長から答弁をいただきます。そういう体制を現在取らせていただいておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村 元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） 現在、玉城町で行っております玉城町ファミリーサポートセンター事業の内容の中に、宿泊預かり等もございます。これにつきましては日額5,000円という格好になっております。また、それ以外の時間帯についても時間1,000円という格好で受入体制を整えております。

○議長（風口 尚） 12番 小林 豊君。

○12番（小林 豊） 確かにファミリーサポート事業の中で対応を行っているというものの、私が申し上げているのは、保育所での24時間保育を考えていただくことはできないかということございまして、現状ではニーズはほとんどないかもわかりません。しかし、受入体制を整えることによって、さらに、このことに限らず、他にない施策を実施することで、以前、町長が掲げられていた、玉城町に住んで良かった、玉城町に行って暮らしてみたいといったことにつながるのではないかと思います、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） 議員のご質問のように、やはり玉城町で暮らしてみたいと、つまり若い人たちの定住対策、定住促進をやはり町として力を入れていかなきゃならん時代に来ておると思っております。

具体的に今後、議会でご相談を申し上げて、いろんな状況を見ながらですけど、もう1つは、具体的な考え方といたしまして、短期入所のショートステイの取組を9月にはぜひ予算措置をさせていただきたいという考え方も持たせていただいておりますので、一つひとつ取組をさせていただきたいと思っております。

○議長（風口 尚） 12番 小林 豊君。

○12番（小林 豊） これから行政に求められるのは、これまでの凝り固まった考え方ではなく、柔軟性のある時代時代に対応した考え方ではないでしょうか。既成概念にこだわらず、殻を破った行政運営に取り組んでいただきますよう期待いたします。

次の質問に移らせていただきます。

公共施設の維持管理費は、使用頻度の影響等もありますが、年々増加してくると思われまます。打開策の一つとして、指定管理者制度を用いて人件費削減を図る地方自治体も数多く見られます。

一方では、最近、施設命名権（ネーミングライツ）を取り入れる地方自治体が多く見受けられてきました。施設命名権（ネーミングライツ）とは、スタジアムやアリーナ等のスポーツ施設にスポンサー企業の社名やブランド名を名称として付与する権利で、アメリカでは1990年代後半から急速に広まり、野球場やアメリカンフットボール場の多くがスポンサー名のついたものになりました。ちなみに、イチロー選手が所属するシアトルマリナーズが本拠地を置くセーフコ・フィールドは、保険会社名が冠せられています。

日本では東京スタジアム、調布市が2003年3月1日より5年間の契約、これは莫大な額なんです、12億円でローマ字表記で『AJINOMOTO STADIUM』という名称に変わり、こ

れが国内の公共施設としては初めての事例とされています。

全国の大型施設や体育館、市民会館、道路、森林に至るまで様々な施設で展開されています。特に変わったところでは、神戸市が2007年度よりバス停のネーミングライツ販売を本格化し、2008年には、市内にある727ヶ所のバス停のうち、629ヶ所で募集をしています。近隣でも松阪市がスポーツ施設に取り入れたとの新聞報道が、つい先日されていました。当町においても検討し、導入するご意志があるかお尋ねしたいと思います。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） 民間資金で施設管理なり、あるいは地域振興につなげていく、以前のようなPFIの取組という考え方でもあるのではないかと考えています。最近、ご承知のように松阪市がこの命名権取得取引を導入されておられるという情報も聞いておるわけでございます。

やはりこれからの課題として研究をしていきたいと考えていますが、町のイメージ、町のブランド、玉城であれば玉城豚とか、あるいは松阪であれば松阪肉、度会茶、そういうふうなそれぞれの町でのインパクトのあるものがあって、そして、民間がそれに興味を持たれてということだと思いますけれども、まずは課題として研究はしていきたいと思っていますけれども、玉城ブランドの情報発信が重要だと考えております。いろいろ取組はしておりますけれども、まだまだもっともつこの玉城町の農産物、その他の取組の中小企業の皆さん方の製品、そんなものをアピールしていくことに力を入れていただけたらどうかと思っています。

○議長（風口 尚） 12番 小林 豊君。

○12番（小林 豊） 町長が最後に言われた玉城ブランドの情報発信、これも大事なことかと思うんですけど、それをすることによって間接的には町の利益につながるかもわかりませんが、直接的にはなかなかつながりにくいと思うんですね。ぜひともネーミングライツ、ご検討いただきたいと思うんですが、全くご意志がないということでしょうか。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） いろんな取組が実際にありますし、また、これから動きもあります。その様子を見ながら研究させていただきたいと思っています。

一方では、このネーミングライツによるところの町民の皆さん、もちろん議員の皆さん方もそうでありますけれども、十分にご理解をいただいて、そして、場合によってはこの取組によって少し一部には公共の公平性、あるいはイメージを傷つけるとか、地域に対する愛着や誇りに対しての疑問を持っておられるということもあって、うまく進まなかったという事例もあるわけでございますので、そういったことも十分研究しながら考えていきたいと思っています。

○議長（風口 尚） 12番 小林 豊君。

○12番（小林 豊） 答弁を聞いていると、ちょっと消極的かなと思うんですが。

地方自治体の歳入は減少の一途をたどり、各施設の維持管理費を捻出するのも厳しい状況にあると思うんです。

確かにこのネーミングライツ、募集しても応募がないかもわかりません。しかし、行動を起こさなければ何も始まりませんよね。施設使用料のみで経費を賄うことが厳しい状況下で、その苦しい台所事情を少しでも軽くするためにも、ぜひともご検討をいただきたいと思います。

最後の質問に移ります。

町の各種規程、条例等には、似通った意味で「町長が特に必要と認めるときにはこの限りでない」といったような記述が多く見られますが、特に必要と認めるときとの認識を、町長はどうとらまえているのかをお伺いをしたいと思います。

あわせてこれまでの事例としてどういったものがあつたのか、お持ちでありましたらお示しいただきたいと思います。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） それぞれの法律あるいは規則の趣旨に大きく逸脱しない形で、町長が特に認める場合にはこの限りでないという定義、各種規程にあるわけであります。具体的には、特に住民の皆さん方と直結の自治体、市・町は、その行政執行の内容が複雑多岐にわたっておるということであります。その一つひとつを細分化して条文化することはなかなか不可能に近いわけございまして、その場合に自治体の首長の自由裁量権の範囲の中で条例なり規程等に準拠をして、首長があくまでも公平公正な適正な判断に基づいて行政を滞りなく執行する場合に、特に必要と認めるという考え方の中で適応をしておるということございまして。そういう考え方で定義規程があるわけございまして、公益に適するか、公平公正、そして、そのうえで判断をしていくことは、当然言うまでもないことございまして。

そして、今までのそういうふうなものがあるのかないのかという考え方でございましてけれども、特にいろんな町の備品、あるいはバス等の利用、使用での必要と認める場合には判断をしておるという事例はあると思っております。

○議長（風口 尚） 12番 小林 豊君。

○12番（小林 豊） 私が思うに、特に必要と認めるときというのは、緊急を要する非常事態というときであって、町長の裁量による政治的配慮で簡単に認めるのでは、規程等を作る意味がないと思いますが、何か後反論があればお答えいただきたいと思います。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） 町長の権限、独断で、そして、政治的に配慮するということは当然慎まなければならないわけであります。あくまでもこの条例規程の趣旨に反しない形で、その範囲の中で公正な判断の下で最終判断をするということであります。

○議長（風口 尚） 12番 小林 豊君。

○12番（小林 豊） 若干方向を変えて、私どもの町議会は、町長部局ではない、このご認識は町長あると思われまして。すべては申しませんが、特に必要と認めるときは議会にも適用できると町長お考えでしょうか、お伺いいたします。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） 町内の特に議会をはじめ、皆さん方がいろんな施設利用、あるいはそれぞれの規程の中でこういうところでの判断が必要である場合には、議員の皆さん方、あるいは町民の皆さん方にかかわらず、同様のことで何ら問題は無いのではないかと考えてます。

○議長（風口 尚） 12番 小林 豊君。

○12番（小林 豊） その認識は私はどうかなと思います。執行機関である町長と議決機関である議会は、相互の均衡を図りながら、対等の立場であるというのが当然な、必要なことやと思っています。なれ合いになるべきではないと思うんですよね。もう少し認識を改めるといふか、考えていただきたいと思います。町長の妙な気遣い、心配りが議会を墮落させ、強いては住民に不利益を与えることも考えられます。その立場立場を再度、認識していただきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（風口 尚） 以上で、12番 小林 豊君の質問は終わりました。

次に、2番 北 守君の質問を許します。

2番 北 守君。

《2番 北 守議員》

○2番（北 守） 2番 北 守。議長のお許しをいただきましたので、通告に基づき一般質問をさせていただきます。

玉城町の学校教育、学力の向上について町の考え方をお聞きします。

玉城町の学校教育の基本方針は、第5次玉城町総合計画にも示されているように、一人ひとりの児童生徒が、豊かな人間性と確かな学力を身につけ、生きる力を育むことができるよう分かりやすい授業の実践に努めるとともに、非常勤講師や学習支援員を配置し、少人数指導やティームティーチングによる指導など、指導の工夫改善を図っていますとあります。これは基礎学力の向上、時代に合った教育の実践など6つの柱で構成されておりますが、この中から基礎学力の向上について今回お聞きするとともに、各学校の取組についてお聞きいたします。

まず、平成19年度には全国学力テストが43年ぶりに復活し、昨年度は東日本大震災の影響で中止となり、平成24年度にはこの4月に2年ぶりに実施されました。

三重県の参加状況は、昨年災害で実施できなかった紀宝町の4校を除く、全学校に当たる99.4%の学校が参加しました。

玉城町は、外城田小学校の文部科学省からの抽出で当たった学校もありますが、全校で参加していると聞いております。

本年度から今まで国語、算数、数学の2教科であったものを、このほど理科を加え3科目のテストが今回実施されました。

さて、学力のテストの目的は、各地域における児童生徒の学力や学習状況をきめ細かく把握することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとありま

すが、ややもすると競争心に火がつき順位争いになりがちで、本当の本来の目的から逸脱してしまっているところがあると思います。これで本当にいいのかという疑問もありますが、まず、ここでお聞きしたいのが、この目的でも触れましたように、学力テストについて、玉城町としてどのような観点から取り組まれているのかお聞かせください。例えば、どんなねらいを持ってとか、指導の体制はどうかということでご答弁をお願いします。

○議長（風口 尚） 2番 北 守君の質問に対し、答弁を許します。

教育長 山口 典郎君。

○教育長（山口 典郎） 北議員の玉城町の学力の問題についてのご質問がありましたので、お答えさせていただきます。

玉城町としましては、まず、学校教育の方針ですけれども、児童生徒の教育の土台を作ることがまず大事なことはないかと思っています。そういう点から基礎・基本となる学力をまず土台として身につけることを目指しております。

そして、先ほど北議員からのご指摘もありましたように、新しい学習指導要領の中に入れてあります『生きる力』の中の豊かな人間性とか、それから、たくましく健康な体力を育てることも合わせて、大きな3つの柱として方向性を持って学校教育の現場と共に取り組んでいるところであります。

さて、議員ご指摘の学力についてですけれども、この学力調査は平成14年にOECDの生徒の学習到達度調査結果が発表されました。その当時、私も県におったんですけれども、文科省から会議に出よということで、そのOECDの調査結果を私、県の代表として受け取りました。そのときにおおむね良好というふうな話がありまして、帰りの新幹線で帰ってくるときに、新幹線の文字のニュースがあるんですけれども、その中で学力低下、文部省発表ということが出されました。

その後、県議会のほうでもかなり多くの方々が学力の問題について質問をされてみえました。そういうふうな形で平成14年度から学力の低下の問題が出されてきております。

それで、昨年度ですけれども小学校で、今年度、中学校で新学習指導要領による教育課程が実施されております。それは全体的にはやはり今までのゆとり教育からの脱却で、学力向上を目指した内容となっております。授業時間は約1割程度増やしているという状況です。それで、その間、平成19年から全国学力・学習状況調査、いわゆる全国学力テストが実施されることになるんですけれども、その間、やはり学力が低下しているのではないか。それで学力調査で調べていこうという話が出てきたわけです。

この学力調査の結果について、今一番問題になっているのが、各自治体が得点に一喜一憂しているという点があります。某都道府県の知事であった方が、かなりこの学力調査にメスを入れながら市町村の得点を発表するというので、かなり混乱が来たされております。そういう点で学力について、自治体としては非常に気になるころではあると思います。

ただ、それが先ほど議員が言われましたように、テストの点数だけが先走りするところがあることも事実、現実であることをまず認識していただくとともに、本来、文部科学省

が目指している学力調査の目標は違う観点からあったということをお知りおきいただきたいと思うんですけども。

その目標の中に、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国の児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、そのような取組を通じて教育に対する継続的な検証改善サイクルを確立する。また、学校における児童生徒への教育指導の充実や、学習状況の改善に役立てるという、結果的には教育指導の充実や学習状況の改善に役立てることを文部科学省が大きくねらっております。

先ほど議員さんから今年度の取組のお話がありました。玉城町も学力調査については、言われましたように今年、外城田小学校が抽出校でした。後の学校については希望という形の中でどうしますかということで、他の学校もすべて希望させていただきました。やはり一応試験当日と同じ状況で学習テストを受けるというタイミングを取らせていただきまして、集計、それから分析はしておりますけども、そういうふうな形で玉城町としては学力調査に今年度も全校で取り組むことにしました。

そのような中で玉城町は、実施初年度19年度から実施したテストを元に、各学校で児童生徒の学習の強み弱みを分析していただいております。そして、この一番の目標であった分析をする中で、先生方がどのように授業を改善していくのかということを中心にして話し合っていて、改善の方向を出していただいております。そして、保護者の方々にも学力テストから出てきた様子とか課題を通信などによって各学校とも全部配付させていただいております。

そういう中で玉城町としては、文部科学省が言われる、目標としている本来のテストの目的の、学力の検証と授業の改善を従来から取り組んで、現在もその方向性を持っていることをお示しさせていただきたいと思っております。

なお、玉城町の学力については、前回も学力のことでご質問がありましたときに、三重県の学力調査は県下的には全国的にもかなり低くて、22年度で小学校が45位、中学校が33位でした。それで知事もかなりそういうことで気になって、学力、学力と学力向上のことを言われます。自治体によっては学力向上をということで、教育委員会を度外視にして町長自らが旗を振るところもあります。

ただ、玉城町はそういった中で、全国の学力調査の点でおおむねご心配の要らない全国平均以上を維持しておりますので、町長も旗を振っていただかなくても学校現場で一生懸命努力させていただきたいと思っておりますので、そういった点で学校と連携を取って、教育委員会、今後、学力の向上についてがんばっていく所存であります。

○議長（風口 尚） 2番 北 守君。

○2番（北 守） 今、教育長からご答弁いただきまして、文部科学省の本来の目的に沿って従来から実施されておるということで、少し安心させていただきました。

それから、玉城町の学力の平均、これは競い合うということでご説明いただいたわけですけども、全国の平均以上あるということで、三重県の中でもトップクラスやないかと思

っております。

さて、次の質問にいくわけですが、1960年代に、この学力テストはその当時、競争と順位争いが問題になり、中止したという話を聞いております。古くは1960年代の半ばごろに行われたということを知っておりますが、今後もその学力テストの理念に合った指導をされますよう、よろしくお願ひしたいと思います。

さて、学校現場においては様々なお子様がいます。算数、数学の得意な子や、国語、英語など特技を持っておられる子もいると思いますが、学習などの指導で特に困っている問題があればお聞きしたいと思います。例えば、先生が見過ごしている子どもはいないかとか、学級はどのようにしていったらいいのかとか、そういうことがあればお聞きしたいと思います。

○議長（風口 尚） 教育長 山口 典郎君。

○教育長（山口 典郎） 先ほどの玉城町のお話の中で、玉城町の学力がある程度良い状況にあるという中の一つは、やはり学校規模というものがあつてあるということだと思ひます。お互いに切磋琢磨する人数があつてあるということ、かなり統廃合をしていかなければいけないような学校においては、少人数で切磋琢磨がないというところがあります。そういった点では、中学校はこの近辺でも2番目に大きな学校です。そして、小学校もある程度の規模があつてあるということ、そういう切磋琢磨が大きく学力の向上に一つ貢献しているのではないかと思ひております。

ただ、そういう中でも教育の課題はあります。平成14年度の先ほどのお話しさせていただいたOECDの学力学習到達度調査結果の分析を見てみますと、日本の児童生徒は学力が二極化しているという問題点が出てきております。よく言ひます理解ができている集団があります。それと、もう一つ、授業についていけず理解ができていない集団というのがあるということになってきております。そういった集団が非常に多くなつてきているというところで、できるだけ理解ができる生徒に関しては、熾烈な競争が用意されてはいますけれども、理解ができていない児童生徒は無気力なところが広がつてきているというデータも出てきております。

玉城町としましては、そういう理解ができていない児童生徒が、学力調査の結果の中では平均以下になってしまうので、そういった点で平均が下がつてきている状況があるということが挙げられております。そういうことで理解できない、遅い子どもたちをできるだけ引き上げることが大事になってくるのかと思ひます。そういった点で玉城町は、各学校の教職員は放課後はなかなか時間的には難しいところもあるんですけども、夏期休業中に補習なんかを取り入れて、今まで子どもたちが置いてきぼりになつたり、理解ができなかつた子どもたちについて、できるだけ学習についていけるようにという工夫は、他の市町とは違つて夏期休業中を中心にして放課後等にも取り組んでいただひておるところです。

○議長（風口 尚） 2番 北 守君。

○2番（北 守） 放課後にも各小中学校にも違つた形で授業をしていただひているということで、大変学習を理解できる方と理解できない方の二極化ができていているという、今現在

の構図やないかと思っております。一定の教育水準に達したかどうかという問題もありますが、この問題については、生徒の将来にもかかわる問題でもありますので、できればその成長を温かく見守って、今後も温かくサポートしていただきますよう、よろしくお願ひします。現場の先生方と児童生徒は必死になってがんばっておられます。どうぞお願ひしたいと思ひます。みんなで一緒になって実のある教育ができるように、教育委員会が先頭に立って継続して指導してください。

さて、このテストの活用については、学力テストの結果、まず、どの部分が当町としては低いのか、重点的に指導すべきところはどこなのか、児童生徒の能力を伸ばす材料として、また、先生の指導の方向性など、何か特別なメニューを考えておられるのかどうか、あればお聞かせ願ひたいと思ひます。

○議長（風口 尚） 教育長 山口 典郎君。

○教育長（山口 典郎） いろいろとテストの分析の中で出てきたことがあります。

ただ、その中で一番玉城町として弱いのは、基礎・基本の、例えば算数・数学における計算能力は非常に高いんですけども、活用能力的なところが弱いというところもあります。これは全国的にも弱いということが言えるんですけども、玉城町はできるだけそういうふうな形で文章の読解をするところに力を入れて、算数だけやなしに国語的な読んで理解するという読解、そして、活用能力の中で数値を計算だけやなしに物事に対して置きかえていく、数学・算数という操作というのがあるんですけども、物事を数値だけやなしに、例えば計算であれば、お金の使う方法に置きかえて勉強していく。面積であれば、この空間の物事を計ることによって理解を示していくという操作というのがあるんですけども、そういう操作の活用能力をできるだけ子どもたちに広げていくことも、学習状況調査の結果から活用させていただいております。

学力の差というのは、ていねいな学習を指導することによって段々分かるようになっていくというのは普通の考え方です。そういった点で現在は、文科省のほうから40人学級が原則であったんですけども、新しい政権になって35人学級をとということで、三重県は先行して独自に小学校の1年生2年生、それから中学校の1年生ですけども、1年生で使った加配を2年生や3年生に使うこともできるという形を取らせていただいております。ですから、中学校に1年生で付けた先生を他の学年で使ってやる、他の学年が弱いときはそういう形もできるんですけど、できるだけそういう少人数教育をすることによって、子どもたちの理解を促そうということをやっております。

国も小学校の1年生と2年生を35人学級としているところで、この恩恵を受けたのは度会郡ではこの近辺でもあまりありません。実は下外城田小学校が去年、田丸小学校が今年という形の中で、かなりそういう点では玉城町は少人数教育の恩恵を受けていて、学習に学力向上の人数を加配をいただいております。

それで、学校現場ではそういうことで教員をプラスしてもらうことによって、1年間1学級を例えば39人であれば、24人と25人に分けるという形を採っていたり、そして、教科によってそれを行わない、1年間学級をA組とB組に全く分ける方法があるんですけど

も、もう1つは教科によって、例えば体育であれば大人数でやるほうが楽しいと思います。

そういう中で理解がなかなか難しい教科について、例えば算数とか理科とかについては、教科によって学級を分けようという形で取り組んでいる場合もあります。こういうふうに1学級の人数を減らすことで学習の理解を、そして、先生が目が行き届くようにという形で少人数教育が進められています。そして、なかなか学級を分ける場所がないというところにおいては、先生が2人1時間の中で配置されます。前の先生が授業をします。そして置いてきぼりの生徒がいないかということで、先生方が机間巡視をしてやっておるTT (team teaching) というやり方をやっておるのが現状であります。

○議長(風口 尚) 2番 北 守君。

○2番(北 守) 特別な授業ということで、今お聞かせいただきました。文章の読解力とか少人数教育ということでいち早く導入していただいていると思います。

各学校には誇るべき教育指導というのが何かあると思うんですが、研修旅費等をはじめ、研究会用冊子の発行等の費用で今年の24年度予算で計上されておりました田丸小学校の研究会の授業については、県下の教育関係者にアピールするよい機会だと思いますので、ぜひ、よろしくお願ひしたいと思いますが、これについて具体的にどんな内容・方法で、実施時期はいつかお聞かせ願ひたいと思います。

○議長(風口 尚) 教育長 山口 典郎君。

○教育長(山口 典郎) 田丸小学校は5年ほど前から雇用の非常勤講師を使いながら、独自の少人数教育をしていただいております。俗にいう習熟度別コース学習です。特に差のつきやすい算数の時間に、学年の2学級の枠を取り、田丸小学校は2学級あるんですけども、それを取り払いまして、分かりやすく3つのコースに分けて、子どもたちが算数の時間になったら分かれていきます。一つは分かりやすくていねいに指導するコースと、教科書中心の普通に学習を進めていくコース、それから、発展的に難しい問題もどんどんといっていくコースの3つのコースに分けて、個々の理解度に合わせてコースで学習を進めております。これはすべての学年において。

そういった点で、一昨年度、田丸小学校の習熟度別コース学習の報告を県に出したところ、かなり評価がありまして、県のほうからも県教育委員会の学力向上のパンフレットにも載せていただいて、非常に話題になったところでもあります。そういうところをできれば県下、あるいは町内だけではなしに郡内、南志、県下のほうへ広めさせていただきたいということで、12月7日に独自の自主発表として、田丸小学校でその授業等を見ていただくことを計画させていただいております。

○議長(風口 尚) 2番 北 守君。

○2番(北 守) 12月7日というところで、聞かせてもらいました。確かに工夫されておると思います。

前年度には理数教育充実支援事業として県から100万円の交付を受け、玉城中学校、田丸小学校にそれぞれ50万円程度の予算を割り振りし、指導方法の研究、先進地での視察研修を通じた授業の結果を元にした習熟度の検証を実施されたと、今聞きました。ぜひ、

田丸小学校の先生方、児童と一体となって研究会を成功させていただきますようお願い申し上げます。

これからも田丸小学校のように、外城田、下外城田、有田の小学校では実施していくつもりはないのか。今後も実施する計画はあるのかないのかお聞きしたいと思います。

○議長（風口 尚） 教育長 山口 典郎君。

○教育長（山口 典郎） 他の学校ということですが、田丸小学校のように学年で複数の学級があるところについては、こういう習熟度別コース学習は非常に有効であると思うんですけども、1学年1学級という、他の方法で対応したほうがいいというところもあります。そういった点で各学校の特色を生かした中で、特色ある学校での学習、あるいは、違った特色づくりを各学校でしていただいております。

○議長（風口 尚） 2番 北 守君。

○2番（北 守） 今のご回答では小規模であるということで、研究発表をするにはふさわしくないということでお聞かせいただきました。いずれにしても学校にそれぞれの特色があると思いますので、各学校、5校ございますけども、例えば、有田小学校の新聞を見て学習を深めていく教育をしているとか聞いたことがございますので、具体的にそういう各学校の特色をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（風口 尚） 教育長 山口 典郎君。

○教育長（山口 典郎） 各学校によってそれぞれの課題があつて、その課題を元に特色ある学校づくりをしていただいておりますけども、今、北議員さんからお話がありました有田小学校では、県下で今、手本となる新聞教育を進めている。ちょうど村山龍平翁の生誕の地の玉城町が、この新聞教育を取り入れるということは非常に有意義なことかと思っておりますけれども、NIE（newspaper in edition）という教育に新聞をというNIEの活用です。新聞各社から無料で学校に新聞を入れていただいております、これが3年間ぐらい続きました。それで、児童生徒に新聞を読ませたり、先ほどの活用能力、読解力を高めるために非常に良いという形での学習です。読解力や思考力を高めることをしたり、新聞記事を自分が感じたものを発表し合うこともしております、新聞記事を切り抜いて感想を模造紙に貼ったりして、ある面ではコミュニケーション能力がついてくる。そういう点で読解力や思考力、コミュニケーション能力を高めたりする活動として非常に有効的で、県下でも昨年度表彰されまして、今年で打ち切りであったんですけども、優れた取組をしていただいたということで、今年度、授業としてはやらなくていいわけですけども、1年間だけ新聞を無料でいただいております。

ただ、これを終わったというのではなしに、続けて今後もやっていくという、現在もやっております。

それから、読解力ということで先日も県立の図書館と有田小学校が連携しまして、読み聞かせ、県のほうから読み聞かせに来てもらう授業をしております。先日、学校訪問で行って、『おじいさんの傘』という読み聞かせの絵本を1年生の子どもたちに読み聞かせしてもらっている場面を見たんですけども、子どもら、本当に目が絵本のほうにいつて話をじ

っと聞いておるんです。集中力がすごくつくような感じがしました。本を好きになって集中力を高めていくためにも非常に良いことかなと思います。

それから、下外城田小学校では、県立若葉学園の近くの学校と学校間交流で人に対する思いやりというところも育成しております。これも永年行われておりまして、県下でも若葉と下外城田というたら、それだけで分かるぐらいの子どもたちの交流が盛んに行われています。

それから、外城田小学校は、地域との連携を重視した農業体験、京セラとの連携で環境教育にも取り組んでおります。先日も学校へ行ったんですけども、外城田小学校が一番あいさつできるかなと思ってます。前校長からあいさつ運動が非常に盛んにされておりますので、元気の良い子どもたちを地域の中で育てていただくような取組をしていただいております。

それから、中学校ですけれども、いろいろな課題もありますけれども、中学校ではこのごろしっかり学習もしていただいております。部活においては、吹奏楽部も県下でも有数の、この地域では金賞というのがないんですけども、南志、尾鷲の地域、松阪飯南、それを玉城中学校の吹奏楽部が取りまして、あと、剣道とか陸上、バトミントンは県大会常連校だけではないしに、東海大会にも進んでおるところです。どうも今年、陸上部の子どもの中で非常に足の速い子がおって、全国大会まで行くというような話も聞かせていただいております。部活動も成績を出してきておりまして、玉城中学校の名前を上げていただいております。かつて文武両道の学校と言われたんですけども、それにできるだけ近づきつつあるのではないかと考えております。

○議長（風口 尚） 2番 北 守君。

○2番（北 守） 各学校の特色ある状況、ありがとうございます。

私もときどき城山のほうへ朝、ウォーキングをさせていただくんですけども、部活のお子さんとお会いしますと、必ずあいさつしてくれます。本当に気持ちの良いもので、外城田の子は特にあいさつが上手やおっしゃってみえたんですけども、中学校の子もあの歳になって恥ずかし気もなくあいさつをしてくれます。本当に大変良いんじゃないかと考えております。

次に、この玉城町で特色あることといえば、私は、非常勤講師の加配を独自にさせていただいてありがたく思っておるわけなんですけども、今後ともぜひ、加配された講師を活用していただいて、教育の機会充実に力を入れていただきますようお願いしまして、玉城町の基本的な教育方針をここでお聞かせ願いたいと思います。

○議長（風口 尚） 教育長 山口 典郎君。

○教育長（山口 典郎） 非常勤講師の話が出ましたので、玉城町や県下の市町、ほとんど県単で非常勤講師を充てているところは市だけですけども、町でやっているのは本当に数町、1、2町になるんですけども、その中で玉城町は町単独で全5校に非常勤講師を雇わせていただいておりますということで、先ほどから言わせていただきましたように、少人数教育を充実させていただくところで学力の向上に寄与しているところだと思います。

ただ、玉城町の教育の方向というふうな話もあったんですけども、やはり学校だけではなしに、行政も人数を入れてもらうだけやなしに、地域の方々も活力となって学校に来ていただいたりして、活力のある学校をつくっていただくことも大きな一つかと思っております。教育ボランティア制度もこれで3年目になりますけども、無償で小学校英語、図書館の整理、読み聞かせなど、学校の教育活動の一翼を担っていただいております。

あと、教育ボランティアもたくさんの方々、安全パトロール委員さんも含めて、いろんな形で学校を良くしていこうという気持ちは、地域の方々、本当に大事にしておりますので、そういった点で玉城町が地域の方々に支えられて教育をしていくことも一つの大きなポイントかと思っております。県下でもボランティアが進んでいるということで、これも注目をされて評価をいただいておりますので、今後も続けていきたいと思っております。

○議長（風口 尚） 2番 北 守君。

○2番（北 守） 今後も学力テストの本来の目的を踏襲していただいて、健やかな児童生徒の情緒教育をはじめとし、基礎学力に力を注いでいただき、不得意な分野の底上げをお願いいたします。

最後に、教育に対する町長の思いをお聞かせください。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） 議員から教育に対する思いをということでご質問をいただいておりますけれども、町の将来を支える子どもたちの教育というのは、やはり町としても最も重要な課題でありますし、このことを充実していかなきゃならんと思っております。

今、4つの小学校、中学校につきましては、三重県下でもトップクラスの環境が整っておる。これはひとえに議員の皆さん方をはじめ、地域の皆さん方の自分たちの地域の学校であるという温かい思いが伝統的にあって、随分支えていただいております状況にあるわけでありまして、このことも町として良い状況をこれからも続けていかなきゃならんと思っております。

今、教育長から縷々申し上げましたように、特に議員の皆さん方の温かいご理解で教育施策の一つひとつを充実させていただいておりますことにお礼を申し上げる次第でございます。学校教育は先生方、一所懸命でがんばっていただいておりますということで、私たちができるだけ良い環境で、要は中身が大事でありますから、力を入れてほしいと思っております。

しかし、子どもたちや若い人たちの間での心配事は、ご承知のように社会問題になっておりますことが、耐える力がないと、あるいは、働く意欲がないと。最近でも他人の関係のない方にいろんな暴行、暴力行為があったということがずっと続いておるわけですけども、そうしたことはやはり家庭や、もう一つ地域で子どもたちを育てていくことを、もう一度大事にしてもらわなきゃならんと思っております。

国がどんどん発展を遂げてきました豊かさの歪みというものが、今生まれてきておると思っております。

町といたしましては、ご承知のように世界の発展のために活躍をなされた先人の方、村

山さんや、あるいは小林政太郎さんが輩出されておられる。そして、現在も全国各地で玉城町出身の方が活躍をなされておられるわけで、子どもたちにはこうした方に続いて、社会のために地域のために活躍する人間になってほしいと願うわけでもありますし、子どもたちがこの玉城町に対して、玉城町で生まれた、玉城町で育った、学んだことに対しての愛着や誇りを持って成長していただけるような町づくりに力を入れていかなきゃならんと思っておりますと、子どもたちの教育については、町ぐるみで皆さんのご協力をいただきながら、今後も取り組んでいかなきゃならんと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（風口 尚） 2番 北 守君。

○2番（北 守） 町長が以前、いつのときか忘れたんですけども、表現の中でこれは良い言葉やなと思ったんですけども、『子どもは玉城の宝』、こういう表現をされたことがあったと思うんです。このことについてもう少しよかったですらお願いします。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） 子どもは玉城の宝だということでお話を申し上げたことがございます。やはり玉城の将来を担う子どもたち、この宝を町民総ぐるみで育てていく、大切に育てていくことが、一番これからは大事だという思いで申し上げておるわけでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（風口 尚） 2番 北 守君。

○2番（北 守） 答弁でもありましたように、一言で玉城の宝ということで、ふるさと講演会等、いろいろな玉城出身の方の講演会を催していただいて、ありがたく思っておるわけですが、それに学力の向上には関係機関の方々の、先生方も含めて並々ならぬ努力をされておるということで、大変敬意を表したいと思っております。

今後も現場の先生と一緒に基礎学力の向上に努めていただきたくお願いして、私のこの質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（風口 尚） 以上で、2番 北 守君の質問は終わりました。

ここで10分間の休憩をいたします。

(10時18分休憩)

(10時28分再開)

○議長（風口 尚） 再開いたします。休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

次に、7番 奥川 直人君の質問を許します。

7番 奥川 直人君。

《7番 奥川 直人 議員》

○7番（奥川 直人） それでは、議長のお許しを得ましたので、一般質問通告書に基づきまして質問をさせていただきます。

質問は2点ございまして、平成24年度の施策について、もう1点が平成20年から実施をしております地域担当制の活動状況について、この2点をお聞きをしたいと思っております。

ます。

それでは、まず、平成24年度の重点施策についてお聞きをしますが、今年の予算につきましては、3月の定例会で承認をいたしました。その内容は当然議会は分かっておりますし、今さら重点テーマについて何を聞くのかと思われる当局側の皆さんもおみえになると思っておりますが、しかし、本年の計画必達に向けて、住民目線、そして住民の立場で議員として行政の考え方や進め方をチェックをさせていただきながら、そして、こうした議会の場で意見や提言を言う義務がございます。そういうことでお聞きをしてみたいと思っております。

さて、現在、景気悪いし社会も厳しい。国や県、町の財政も厳しい状況の中で、町民の生活も非常に厳しくなっていると思っております。そのような中で当然税金の使い道に対する住民意識、また、住民の見る目も一段と厳しくなっている。

そんな中で平成24年度、今年は玉城町の総合計画がスタートして2年目の年、2年目にふさわしい取組と、その目標実現にしっかりとした取組をしていかねばなりません。そのポイントは皆さん十分ご存じであります。基本構想の玉城町が継続発展可能な町として維持・発展させていくために住民一人ひとりが何をやるか、何ができるかを考え、心を一つにできることから取り組んでいきます。これが行政の方針となっております。

まさに私もそのとおりで思っています。社会の多様化などで一から十まで行政主導には限界がある。玉城町としても基本計画の中に協働の新たな町づくりを明記をしておき、その協働の新たなまちづくりの基本姿勢を崩さず忠実に推進することが、今最も重要である。このことは提案された役場の皆さん、また、議会としてもここが共通認識のお互いのポイントであると認識しております。

本日は町長のお考えを協働事業ということを中心に、その進め方をお聞きをしてみたいと考えております。

まず、先ほど申しました協働事業とは、役場と住民の協働という意味で、共に事業を進めていこうという意味であります。

今日、お手元に配付をしております図であります。これは皆さん十分ご存じだと思っております。これは広報には出てないんですけども、我々が承認いたしました基本計画と行政改革プランの中に出ておるわけですけども、協働の下で進めるまちづくりが重要だと書かれております。そして、公が役場ですね。そして、こちらの民というのが住民の民であって、双方に歩み寄って活動していくことによってこの協働ということが生まれてくるということでもあります。

先ほど申しました、従来は役場が主導でやっておりましたが、しかし、近年は社会の多様化などで、この住民の協力、協働が必要となってきた。これは住民の皆さんも十分ご理解いただけるものと思っております。

そこで、住民の皆さんとこういった協働の作業をしていかないと玉城町の町づくりは効率的に進まないということでもあります。基本計画の中の項目をどういう振り分けになっているのか調査をしてみましたら、役場が主体とする事業は60項目あって、民協、住民と

協働していく項目が99項目で約100項目ございまして、これからのまちづくりの主体は、公もございまして、この住民と協力していくことがいかに大事かということがこのグラフで分かるわけでありまして。

協働は一体具体的にどういうことだということになると思いますが、今、話題になっております防災の関係ですね、それと地域産業の発展、これは農家の方が多いという意味では産業振興、それとかブランド化、こういうものについては住民と協働していく。地域環境の問題、そして、国保を見れば財政が厳しい。そういった意味では健康づくりに住民一人ひとりの力を借りていかなければならないといったこともあります。それと、子育て、子どもの安全、青少年の育成、これも当然地域も含めた形での取組になると。こうした活動をしていこうということでもあります。

これを実現していくために最も大切なことは、今年の政策、今年の予算計画、そして今年の進め方、事業の役割を住民に説明して理解を求めて協力を得るというステップこそ、総合計画も含めたこの24年度の計画が必達できるということになっています。ですから、住民に協力を求めていく。総合計画と今年の計画の活動を進めていくための理解をしていただくというのが、今良く言われる『1丁目1番地』ではないかと思っております。

今年も4月から2ヶ月半が過ぎて、今年も先を考えると、もう9ヶ月半ぐらいということになっている中で、町のホームページ見ても、また、広報たまきやその中の町長のコラム、今年の町の政策や計画の記事が出ておらない。要するにスタート時点で最も重要な住民の協力を協働していくための住民に対する周知がなされていないのではないかと私は思っております。

そこで、基本的なことをお聞きしますが、町長の24年度の行政の立場での事業説明なり、住民への周知がどのような形でされているのかを、まずお聞きをいたします。

○議長（風口 尚） 7番 奥川 直人君の質問に対し、答弁を許します。

町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） 奥川議員から質問の内容、あるいは町の総合計画のテーマについて、それぞれ説明をいただきました。

具体的に平成24年度が始まって、町民の皆さん方にどういうふうな形で町の施策を周知してきておるんだというお尋ねでございます。

既に町の広報たまき毎月号の中で、町の新年度予算については詳しく説明をしておるものでもあります。

さらに、先般5月29日には、区の役員さんがバス2台で神戸の「人と防災未来センター」、あるいは、淡路の野島断層へも視察に行っていたわけでありまして。その際にも平成24年度のこの町としての重点施策につきまして、資料を元にそれぞれ担当の課長も添乗をさせまして、詳しく説明申し上げてきておる状況でございます。

さらに、24年度ということではなくても、新しく24年の早々から、区長会あるいは農事部長の予算、あるいは自治区へもお伺いをいたしまして、まずは町としてのこの重点施策、どういう考え方なのかということの説明をする機会、これはスタートでありますから、

またこれからも不足の部分は追加をして説明をしていきたいと思っておりますし、また、5月29日にはご都合で出席されなかった自治区に対しましても、この資料をそれぞれお送りさせていただきまして、ご覧をいただいとる状況で現在スタートをしておるところでございますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（風口 尚） 7番 奥川 直人君。

○7番（奥川 直人） 町長からご答弁をいただきました。広報で詳しくということと、区長会、区長会というのは、こないだ震災の研修という形で各区長さん行かれましたけども、区長会というのは2月ごろやっておる、震災とは別なんで、その以前の区長会はまだ23年度の話であって、24年度は4月からでありまして、議会の承認を得てから本年度の方針が出てくるわけなんで、年度当初については意味がないように思われますので、それは回答になっていないということです。

それで、詳しく広報に出ておりますということなんですけども、これは私の認識ですよ、多分町民の皆さんも認識をしとるのは、議会ウォッチングなんです。議会ウォッチングの中に議会としてこれだけのことを認めたという表現をしとるわけで。だから、先ほど言うたのは、町政の立場でということなんで、これは議会がこういう項目を認めましたよという報告なんです。議会ウォッチングの中に入ってるんですから、だから住民の皆さんは、議会でこういう項目を承認したんやなというふうな理解だと思うんで。

それで、これ見ても私は思うんです。これは単なる主要な事業とその予算が書いてあるだけで、この中身、じゃ、協働の事業はどれだけあんのやと。町長、この中に協働区分はできているのかどうかと、住民が見ても分からないんですよ。それ何をしてほしいんだと、何をするんだと、いつまでするんやということも分からない。それを詳しく説明をしとるというのは、詳しく説明ができてないと。

私はこの中でそれらしいものをとえば、教育委員会の総合型スポーツクラブを育成してかないかん、これは当然そうなります。生活福祉の健康づくり、強いて言えば、あと産業振興の玉城のにぎわい市まちづくりでも、その発信事業というとやっぱり役場かなと思うと、どれが協働事業だと、これを詳しく、この協働を実現していくために、これで分かるかということは、私は分からないと思いますが、町長どうですか。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） 詳しくはどのところが詳しくか詳しくないかという見解の違いがありますけれども、特に昨年あるいはその前から検討をしておりました地域の協働の取組助成事業等も、自治区において説明をしておるとい状況の中から、それぞれ職員が自治区へ出向いたり、あるいは、自治区の区長さんが直接窓口、あるいは総務のほうへもお越しをいただく中で、協働の取組についての補助要望があったりというところでのいろんな意見交換がなされております。盛んになされておるといことは、それぞれの自治区の代表の皆さん方はそれぞれの区において、役員さん方なり地域の皆さん方との意見交換があつて、そういうことが積み上がつての、一朝一夕にはいきませんけれども、そういうふうな動きが出てきておると私は思っておりますので、いろんなことの周知はまずは広報なりケー

ブルテレビなり、あるいは、先般も更にもう少し詳しく 24 年度の当初予算、あるいは、第 5 次総合計画の 2 年目としての継続新規についてのそれぞれの項目ごとで、具体的にどのような事業に取り組んでいくんだということの資料をお配りし、そして、担当者から説明を申し上げてきたという経過でございますし、やはりこれはいろんな機会を通して住民の皆さん方に情報公開をする、あるいは、その都度その都度のいろんな施策については、当然またいろんな広報あるいは媒体を通じて流させていただきたいと思っております。

○議長（風口 尚） 7 番 奥川 直人君。

○7 番（奥川 直人） 町長は説明したと言われますけども、相手の立場に立つということが大事だと思います。背景なり全貌なりが見えないと、そういう協働、住民周知というのは住民が理解をしているということなんで、この質問には真摯に受けとめていただいて誠意ある答弁をいただきたいと思っております。

失礼ですけれども、町長は自分でパソコンとかインターネットの情報は見られますか。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） 特にそういう情報は常に大事にしたいと思っております。それ以外の日々の新聞をはじめ、テレビ、社会情勢というものは、私であつてもどなたであつても、そういうことに絶えず興味を持たれてなさっておられるのではないかと思っております。

○議長（風口 尚） 7 番 奥川 直人君。

○7 番（奥川 直人） インターネットの話をしたので、社会情勢なり、そういうのはしっかり見ていくけれども、私も議員をさせてもらってますけども、いろんな市町の状況なり、又は他の議会の状況なり、また、国の動きなり、これは我々、日常の中でインターネットをつなぎながら、その制度がどう変わったとかいうことは調査をしておるんです。

この近隣市町の情報で度会町なんです。度会町は中村町長が、この 4 月か 5 月に『創意と工夫のまちづくり』という形で、考え方なり、そして予算も入れている。

南伊勢町も当然小山町長が平成 24 年度の町政運営の方針で、『南伊勢町絆プラン町政運営の基本的な考え方』出されてます。

明和町、明和町も中井町長さん、第 5 次総合計画を基本に行政課題を推進していきます。24 年のまちづくりと予算の概要、当然、こういうことは行政、町長として私は絶対に執行責任者がこういうことを表明して、こうしていこうという方針を新たにするのが私は役目だと思うんですけども。

要は必要なのは町民の皆さん、住民の視点なんです、行政の視点じゃないんです、住民の視点に立った行政を進めていくのが大事だと、住民の視点に立った。必要なことは、当然これは情報提供が皆さんが一番大事だとおっしゃってきたわけなんです。ですよね、皆さん多分そうだと思います。

こちらのグラフを見ます。まず、皆さんが分析されとるんですよ、それを説明するんですよ。この住民アンケート、これは総合計画を作るために去年一昨年に作りました。約 1,000 名に近い方からこのアンケートをいただいております。このアンケート結果の集計をまとめたときに、玉城町の行財政、住民参加等の現状をどのように感じておられますか

ということを設問しとるんです。その中に「効率的な行政が行われていると思いますか」、「健全な財政運営ができていますか」、「開かれた行政が展開されていますか」という3問の設問がある中で、「そう思う」、「やや思う」というのが2割程度と書いてあるんです。これは合っているんです。もう1点は、「あまり思わない」、「思わない」という方も見えるんです。そして、そのほかは「どちらともいえない」、「分からない」、「回答できない」、これは分かっているんです。分かろうとさせていないのか、分かっているんです。そういうことですよ、これ。

で、1番目のときに、結論として住民参加等の現状に関する認識はあまり高くない、このように公表しておるんです。高くないと言うとるわけですよ。

ところが、次のグラフを見てみますと、「行財政運営の住民参加の必要性は必要だと思いますか」という質問をしとるんです。「効率的な行財政運営が必要だと思いますか」「健全な財政運営が必要だと思いますか」、「開かれた行政が必要だと思いますか」と、こういうアンケートを作っておられるんです。その中に「必要だ」、「やや必要だ」という方がなんと82%あるんです。

ということは、こういうものに対する関心度が高いという評価をしなくてはならないのに、1番目では認識はあまり高くない、これは町民に非常に失礼だと。ここにこのギャップは何かということをよく考えてみれば、必要だと分かっているにもかかわらず、分からせようという努力が足りないのと違うかと。情報公開、いろんなことがされてないのと違うのかということが、このグラフで私はそうではないかと分析をしたんです。

次の図ですね、これは新しいまちづくり、先ほど申しました新しいまちづくりをどうしていくのかという、役場が作つとる、皆さんが作ったやつなんです、これ。それで、こちら側、これは今までのまちづくりなんです。行政が主体となったまちづくりでしたと。全国一律の行政改革しかできてません。それで、そのことは町のことは役場で行政で考えるまちづくりであったんです。その課題は何かというと、住民と行政のまちづくりの方向にずれが生じているということが課題だと、このように皆さんはおっしゃってるわけです。これからどうするんだ、新しいまちづくりには、それは今までのまちづくりにプラス、住民の参画を得てこうじゃないかと。それで、住民によるまちづくりをしていこうと。

そうなりますと、住民と行政と一緒に考え行動するまちづくり。行政のあり方の見直しをする場合には、地域の実情に合った、住民のレベルに合った、マッチした行政改革が必要だとなってるわけで、そのことはどうなるかといいますと、町のことは住民と行政と一緒に考えましょうと、こういうふうに皆さんが言うとるんですよ、これから。

そして、その結果はどうなるかは、町民ニーズにあったまちづくりができるではないかと。こうやってやってきましょうと旗を揚げとるわけです。でも今、町長さんの24年度の何にお金を使って、町民の皆さんにどんな役割をしていただく、こんなこともしたいんだ、あんなこともしたいんだというのが広報にも出てない。これはまた24年度、今までの活動を繰り返すのかという結果しか、今の状況ではですよ、また繰り返すのかということになりそうな気がしております、いくら区長さんに言いましたと言ったかって、町

長、この区長のアンケート見てました。区長のアンケート、これね、協働という言葉すら、25%の人が知らないんです。昨年ですよ、協働に関心がない。協働という言葉すら知らない。これは区長のアンケートに出てるじゃないですか。それが区長に言いましたとかって、それはもっと細かく説明しないと、それは言ってるだけだと思っています。

ごめんなさいね、ちょっときついこと言いましたけど、少しエキサイトしてきましたので。

要はこういうことをやりましょうと皆さんで決めてきた。その前にお座りの皆さん全員ですよ。これは住民や議会、そして、今日おみえになってますが、総合計画審議会の委員さんも今会計監査していただいておりますけれども、そういった皆さんの書いたイメージと実体が違うということを私は申し上げておるわけで、約束を守れていないんじゃないかと。

町長はこのことをどのように思われますか。まず、1点は、広報でトップの方針を示さないこと。アンケート分析、町民の意識が低い、この表現はいかがなものかと。それで、新しいまちづくり、私がいろいろ意見を申しますが、見解を誠意を持って答弁いただきたいと思います。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） 私の立場で私の考え方や町の政策の方針を進めないことには町政運営はできません。したがって、広報の中でご覧をいただきますと、新年のあいさつの中でもどういう方針でいくんだとか、あるいは、こうした考え方の中で議会の定例会ごとにテレビで放映をさせていただいておると。絶えず広報、公聴という取組は基本でありますから、そして、2年間にわたって68の自治区をようやくこの3月でそれぞれ懇談の機会を持たせていただいてまいりましたけれども、その中でも詳しく町の財政やら、あるいは協働のことやら、そういうことを周知をさせていただきながら意見交換をしてきたということであり、もう1つ、アンケートの中で町民の意識が低いって、意識が低いというのは大変失礼な話で、町民の皆さん方に中にはこういう結果は出ておりましたが、非常に協働による取組が大事なんだと。そして、そのいろんなボランティア活動に大変熱心に取り組んでおられる方、あるいは健康づくりやら地域の農地を守ることやら、いろんな地域の活動に熱心に子どもたちの安全パトロールのことやら大変意欲的に取り組んでおられる、そういうふうな方が具体的に毎日活動をなさっておられるわけでありますから、そうしたいろんな今回の地域を回って、昨年と2回目になりますけれども、防災センターへ参加いただいた、あるいは、その後のそのときのアンケート結果からいたしましても、大変皆さんが意識を高めていただいておりますと、地域を自分たちで守っていく協働ということになりますと、なかなか協働という言葉はストレートに町民の皆さんすべてに理解をしていただくことは難しいわけでありますけれども、そうではなくてもまちづくりに積極的に協力をいただいております方が非常に増えてきておるといふ現実があるわけであります。

その基本となるものは、長がどういう考え方を町政運営をしておるのかと。そして、具体的にそれを公開をしていく、そして、いろんな意見交換をしていくと、こういうスタン

スでなければならぬというようなことを考えておりながら運営をさせていただいておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（風口 尚） 7番 奥川 直人君。

○7番（奥川 直人） このことは総合計画を承認した議会としても、本当にこの方法でいいのかと。本来であればもう少しステップアップしたことを期待を当然しているわけです。これは去年も変わらない、一昨年も変わらない、こういうことで、せっかく私たちは総合計画を承認したんです。こういう意味では、私は、審議会の委員のメンバーの方も、作って終わりだというのじゃなくって、しっかり現状はどうなっているんだというフォローもしてもらわないといけないと。我々議会だけじゃなくって、このように思っています。

先ほど町長の答弁がありましたけども、協力者があるからいいやないかと。でも、そんなこと目標がないんです、町長。勝手に町長が判断しとるだけで。じゃ、住民の何%の人が協力してくれるんだと。本来はそこら辺までの具体的な計画も私は必要だと思うし、区長さんも去年も今年も防災に行ってもらった、評価あるんだということもおっしゃってますやんか。

でもね、この区長アンケートを町長見ました、防災。私もたまたま見せていただいたんですが、7月8日の防災研修のみで、その他の防災訓練に音沙汰がないと、区長さんこうやって回答しとるんですよ。行った後、フォローなしやと、どんなになつとるんやというふうなことが具体的にアンケートから返ってきとるということは、そんな協働でやるから協力してもらつとるもんやというように、思い過ごしだと私は思うんです。後のフォローもしっかりして共にやっといこうということを町長自ら理解をしてないと、現状認識が十分できてないと。総論なんです、町長の回答は。それでは我々も住民も含めて、この24年度総合計画、必達していくためのまず基礎をしっかりしていくということは、町長が自らこやっといこうと、これだけの予算を協働ではこういう作業があるんだと。それで、それは全部が無理ですよ。自分のあったものに対しては協力するし、そういうことをどんどんPRしていかないと失礼な言葉になるんです。認識があまりないと、こういう結果になってしまうんです。これは情報がいってないということでしたから。

町長、どうお考えですか、私の意見に対して。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） 一部を取り上げての意見だということで、それがすべてだということでは困るわけで、ほとんどの皆さん方、ご出席をいただいた方はご理解をいただいて、そして、総合防災訓練の後は何が大事かということは、やはりそれぞれのまさに共助の部分で自治区で、まずは自助・共助の共助の部分で自治区としてのそういう活動が重要なんだという認識と、そして、それについての町の支援の体制といったことでの取組、この考え方をその際にも十分意見交換、あるいはアンケートとしてもらい、あるいは、こちらからの説明をし、そういうスタンスでこれから取り組んでいこう。あるいは、具体的に自治区におきましては取組を進めていただいておりますので、すぐにできとらんやないか、あるいは、こんな意見があるやないかということでは、これは物事何

もかも進みません。いろんな自治区の事情、役員さんの事情もあるわけですから、町としては精一杯そういう意見交換をしながらとりくんでいくという結果が、全般にわたっているいろんな地域の皆さん方の、地域を自分たちでなっとかしなれりゃならないという考え方が非常に高まってきていただいていることは、本当にありがたいと私は率直に今思っています。そんなことです。

○議長（風口 尚） 7番 奥川 直人君。

○7番（奥川 直人） 今話を聞くと、私は自治区の方にできるとかできてないとか言っていないんです。私は町長に一部を取り上げてじゃないんです。できているできてないって町長に私は言っているんです。自治区の皆さんに言っていないんですよ、そんなことは、できてるできてないということは、それは町長に私は直接言うとするんですから、できてないやると。もう今年2ヶ月半も経ったのに、そういうことを住民に周知できなくて、どうして協働の作業ができていくんですかと。そのためには町長にこういう町の方針があるんだということを周知することが大前提と違いますかということを行うと、住民の皆さんにできてるできてない、一部のことを取り上げて言ってませんよ。一部じゃないです。これは町長にこの一番大事なスタートの話をするわけなんです。

そして、自治区の区長さんがみんなやれということじゃないんでしょう、それは。多分自治区の皆さんは町の方針に従ってやってくださいと、これが防災組織を作る原点ですからと、ご無理も言いますが、地域担当制もありますので、協力してぜひ進めたいと、このように私は願いますと、こういうのを町長の仕事だと私は思っています。

もうこの質問に時間がかかってきて、本来のことを聞けないんですけども、今回、この6月で補正予算が決まりますよね。今回の条例も含めてもう一度、7月に広報でこの玉城町の考え方、そして、こういった協働の意義と、それと新しいまちづくりの考え方を、私は7月号にエリアを取って、住民との協働事業コーナーとこういったことを進めていくことが私は総合計画として大事だと思うので、今年度の補正も含めて、今年度の予算と考え方をあまり時間がないんですけども、ぜひご検討いただきたいと。でないと私たち議会、又はいろんな方が納得いかないと思いますけど、町長、そのご判断どうでしょうか。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） 町の方針、協働のまちづくりをはじめとする総合計画2年目のいろんな考え方は、絶えず住民の皆さん方に意見を聞く、そして、要請があればおじゃまするということは基本的なことでありますから、絶えず自治区のほうへもいろんな要請があればお応えをするというスタンスになっておりますので、以前と変わらず、これからもそういう考え方で町の情報公開をしながら、そして、いろんな社会の流れ、協働、自助・共助、あるいは公助の考え方、そして、最近の防災のこと、町の重点施策は絶えずいろんなところでお知らせをし、そして、ご意見を聞きながら町政推進をさせていただく考え方は、これからも取らせていただきたいと思います。

○議長（風口 尚） 7番 奥川 直人君。

○7番（奥川 直人） まあ、やってるつもりだと。私は届いてないと。私ら住民の代表な

んですから、届いてないと判断をしますし、副町長さん、副町長はどういうお考えですやろ。

○議長（風口 尚） 副町長 中郷 徹君。

○副町長（中郷 徹） 先ほど町長がお答えをいたしておりますように、必要な事柄に関しましては、その都度、ご案内、ご報告を申し上げるところでございますし、今後につきましてもそのような考え方というのは、当然持っていかなければならないというふうに思っています。

○議長（風口 尚） 7番 奥川 直人君。

○7番（奥川 直人） 各個々の協働の事業が99項目、約100項目あるというわけです。これはこれから協働して進めていかなければならない項目が100項目もこれから出てくるということなんで、そういった場合に、私はいろんな事業の比較も住民の方、優先順位なりというのも、自分が携わる事業は比較もする必要はあるし、そして、自分なりの必要性を見ることもあるし、じゃ、この事業に予算がどれだけかかっているんだと、それを認識して活動する時期もある。当然ことをするためには、いろんな情報を調べたり、心の準備もいる。住民の選択肢もあるだろうということをその都度連絡すると。その都度では心の準備も。多分私は区長さんも忙しいし、どんな形でされるのか知りませんよ。でも、町長のおっしゃるとるのは区長さんということですから、そんな心の準備もできやん、周知する時間もできやん、こういう中で、本当にそんなその都度対応で、対応できるんか。私は書面で皆さんに周知をしていただきたいということで、できれば、7月8月、こういったコーナーなり、この予算を周知することが総合計画を達成するための、必達のためが一番大切なことだと思いますので、住民を巻き込む協働事業は、玉城町の行政の皆さんの総動員活動、このように私は思ってますし、皆さんの住民への思いとか熱意とか努力で推進すべきものだと思いますんで、できれば認識を新たにさせていただいて、私はこういう形で提案をさせていただきましたので、改めて推進をしていっていただきたいと思います。

本来の質問に入りますけども、前段で非常に長くなってしまったんで、先ほど申しました協働の活動に対する重点的なテーマ、重点的な事業ですね、できれば町長、何点かあればお答えをいただきたい、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） 何度か申し上げますけれども、町の重点施策というのは、本年度議決をいただいたときに予算として説明しておるわけでありますから、これは重点施策として掲げたものは、庁舎の耐震化であり、そういうふうなものですわね。

協働の関係で取り組むということにつきましては、やはり防災、そして健康、あるいは今の農地・水の取組とか、そういうふうなことが主なものだと思います。そういうことです。

そして、それには何度も申し上げますように、地域の皆さん方の意識が高まってきておりまして、お陰さまで農地・水にあたりましては、県下の町の中で農地保有面積あたりの取組がトップになってきておるということでありますから、これはこれでこの地域の皆さ

ん方の意識が生まれてきたと思っています。

○議長（風口 尚） 7番 奥川 直人君。

○7番（奥川 直人） 防災と健康の関係ですけども、これはまた後ほど、議会の総務産業の常任委員会か何かで詳しくお話を聞いていきたいと思っております。防災体制は重要なんで、先ほども申しましたように、去年の区長さん、そして、本年度も区長さんに行ってもらいましたが、先ほど申しましたように去年の区長さんは、行ったきり、後、音沙汰がないということもありますし、そういったことをどうチェック、フォローしていくかと。それで、いつまでにこの体制を作るんだと。この研修は去年今年と来ましたが、これは体制ができるまでやるのかという問題もありますね。ずっと続けるのかと。区長さんは年々代わってかれることが多いんですから。

それともう1点は、要援護者支援台帳、これは要援護者の支援をこの防災の体制作りと絡めて500万円、国からですか、補助をもらいながらやったという形で、最後にこの2点だけお聞きをしたいんですが、この防災の区長研修はいつまでやられるのかと、今その要援護者支援台帳の回収率についてお聞きします。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） 今年で2回目でありまして、こうしてやっとするのは。県の専門監も随行していただきましたけども、現地なり見ているのは県下でも玉城だけだということでありましたが、これからも希望があればさせていただきたいと思っています。

それから、要援護は担当課長から答えさせます。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村元紀君。

○生活福祉課長（林 裕紀） 議員お問い合わせの要援護者支援台帳の件でございますが、配付は5,234世帯に配付をさせていただきまして、2,713世帯の回収となっております。

それから、その中で要援護者の「あり」という回答をなされた世帯につきましては、975世帯となっております。全体の世帯数からいいますと、18.6%になります。

それから、その中の名簿ですけども、今のところ、死亡とかそのあたりの関係も3月末で調整をいたしまして、1,442名の方が要援護者ということで、全体の9.4%という格好になろうかと考えております。

○議長（風口 尚） 7番 奥川 直人君。

○7番（奥川 直人） 分かりました。様子を見てということで。この防災の区長さんの研修ですが、できれば去年の行かれた区長さんと今年の区長さんと十分話をさせていただいて、どうしていこうということを指導していただくと。勝手にやっつとれというんじゃなくて、そういう形でぜひ検討いただきたいということ。それで、それにまつわる課題がどういうものがあるのかということですね。

それと、この要援護者というのは、ケーブルテレビを見とる方は分からないと思っておりますけども、震災や洪水やそういう災害のときに助けるべき人がどれだけいるのかということ調査をしたアンケートですけども、非常にこれは回収率が低いと。こんなもんでこの台帳ができるはずがないと私思いますよ。半分ちょっと上回っただけで、玉城町の体制に

なるんですか、こんなもの。お金使ってやったら全部集めてください、これ、全戸。本来、区長さんをお願いをして、そして、各区の中で絡み合わせてこういうことをすると、各区長さんも実態状況も把握できるだろうし、ということを前回提案をさせてもらったんです。本当に行政がこれやっていいのかと。じゃ、お金があったからやったんだろうと思いますけどもね、これは必ず回収率を高めていただくように。でないと、こんなの意味がないと思います。

すいません、勝手なことを言ってますけども、これで一番目の質問を終わります。時間がないのですいません。それで、後については総務産業の中でお聞きをしたいと思います。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村 元紀君。

○生活福祉課長（林 裕紀） 要援護者台帳の保管につきましては、民生委員さん、区長さんの協力を得ながら、随時、進めていく予定でございます。

ただ、奥川議員おっしゃいますように、全世帯の回収が必要かどうかという判断ですけども、そのあたりにつきましては、民生委員さんがその地域の状況を把握していただいている、区長さんが把握していただいているという中で、必要な方を追加させていただくという格好になりますので、全世帯の回収はまず必要がないんじゃないかという認識しております。ただ、必要な方の援護をできるような体制の把握はしていきたいと考えております。

○議長（風口 尚） 7番 奥川 直人君。

○7番（奥川 直人） 分かりました。確かにそういうことが重要なんで、ぜひ、タイムリーにそういう情報がいざというときに発信ができる体制のチェックをこれからさせていただきたいと思っています。

それでは、あまり時間がなくなってきましたが、町長が多く述べておられます地域担当制は非常に成果が出ているというお話を、認識を受けるわけですけども、地域担当制の話を、今日はテレビを見とる方もありますけれども、説明しようかなと思っただんですけども、ちょっと時間がないので具体的な質問に入っていきたいと思います。

この制度は、役場の職員さんが地域へ出向いて区長さんのサポートをするということですが、平成20年から4年間続いてきた内容です。担当の職員さんも時間を割いて活動していただいているわけですけども、これを導入する際に、私も議員してましたから、こうメモに書いてあったんです。これは大変良いことやと。だけど、難しいぞと。管理者のリーダーシップが鍵を握ると。翌月の5月4日にもう一度、多分副町長さんが答えてもらったと思うんですけども、前の総務課長さん、前のね。職員と区長の意見、受け取り方の違いが見受けられると、当初はね。当然ですね。あれもしてくれ、これはどうなっとなのやということで意見の食い違いがあったし、その地域担当者制そのものの理解も、まず当初はできていなかったと。対応方法の検討も班長間にて行いますと。後日、回数を重ね議会に状況を報告しますというご回答をいただいておりますが、今までそういう報告はないんですけども、聞かない我々も悪いんですけども。4年間の地域担当制の達成度、有効性について、どのような評価か、それは行政として。区長さんからの評価はどうなんだ。これを

町長に答弁いただきたいと思います。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） 区長さんからこのことについてのアンケートをいただきました。高い評価をいただいております。

まちづくり戦略会議を立ち上げてスタートさせていただきました。そして、そのときにも地域とのコミュニティは大事にせないかんという提言もいただいた中での取組でございました。やはり考え方としていろんなケーブルテレビや広報で一方通行で町の情報を流ささせていただいておりますけれども、区長さんもそれぞれお忙しい方があって、なかなか一部の特定の地域の区長さんしか役場へお越しになることはできないという現状がありますから、これはこちらから担当を決めて自治区へ出向いたというシステムであります。いろんなところでの自治区における課題、要望を聴き取って、そして、それをできるだけ町の事業に反映をさせていただくことが、少しずつではありますけれども、できておるなと思っています。

それと、先ほど重ねてでありますのであれですけれども、いろんな町の協働の取組が高まってきておることや、あるいは今年の台風災害のときにも自治区がまとまって避難勧告に従っていただいたりという、そうした非常に地域としてのつながりが、要するに相互理解が深まってきておるなと感じております。具体的な数次等は総務課長からもお答えを申し上げます。

○議長（風口 尚） 総務課長 林 裕紀君。

○総務課長（林 裕紀） 昨年23年につきましては、先ほど奥川議員が言われた区長のアンケートは違う形で取らせていただきましたので、22年度の区長のアンケート結果をご報告させていただきます。

まず、質問の中で地域担当制度全般について、どのように評価しているかという点で、大いに評価するという点と、よい取組だということの回答が83%ございました。逆に改善点が多いというのが5%ございました。

次に、担当員の対応はどうかということにつきましては、的確に対応している、また一応に対応できているというのが91%ということで、対応ができていないというのは0%という答えでした。

もう1つ、今後の取組についてどう思うかということで、継続すべきという方が65%、廃止すべきという方が2%ということがありました。これは68区、58人の区長さんのご意見ということがありまして、区全体の意見かどうかということもありますので、ここら辺も加味しながら、また研究をしていかないかなのかなと思っています。

○議長（風口 尚） 7番 奥川 直人君。

○7番（奥川 直人） 22年度のアンケートということなんですが、これは毎年取ってもらわないかん。23年度は多分ないんでしょうね、これは。私はこの23年度の区長さんのアンケートの中になぜそれがなくなのかなと思ったんです。

ということで、できればこれは継続して、それは区長さんにもやっぱり変化があるんだ

などか、区長さん同士の年度年度の引継ぎが十分できているんだなという見極めもそういう中で出てくるだろうと思ってますし、そういった取組というのは、信念を持って貫くということが、まだ仕上がってないんですから、この地域担当制については、ポイントは継続して引き継いで取り組んでいくと。それで、傾向を見ていく。それで自治区の考え方も区長さんの考え方、何もこれは参考にしていけないとだめかなと。応用力ですね、さっき教育長が言われた。数学の基本を知っとっても応用力がないということなんで。そういった応用力もしっかりこの役場のデータ分析をする中でやっていただきたいと。

先ほど言われた評価というのは、本当に私は合ってるのかなと。これは今年の協働ということに対する区長さんのアンケートを読ませてもらったんです。先ほど申した地域への情報提供が協働を進めていくうえで必要だとか、重要なことはまず行政に動いてほしい、自治区の中に入り、何が必要なか見極めてほしい、そして、自治区との関係を築いてほしい。これは区長さんが言うておるんですよ。私たちが言うとりんじゃない、行政が言うとりんじゃない、気づいてほしいという。それで、具体的なメニュー提示、根気強い説得も必要ではないかと。

それと、今後の行政運営に望むことの中には、町と自治区が一体となった行政を望むと。町と行政が一体となった行政を望むということは、まさにこの地域担当制を区長さんたちが望んでおるという結果が、この中にもたくさん見えているのかなという意味では、これは中身は確かにこの4月から地域担当制については新バージョンでやられるそうなんで、それは本来は、今日も聞きたかったんですけども、聞く時間がございませんけれども、新しいバージョンで進めていただくということで、その内容についても、また懇談会か何かのときにお聞きをしていきたいと思いますが、現状は22年度はよかったけれども、23年度のアンケートは区長さんからそういうニーズが、要望があると。もっと接してやっていきたいということなんで、できればその辺について最後に町長のお考えなり、これから進めていかないかん課題なり、あればお聞きをしたいと思います。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） 4年間経過してきてまして、そういう高い評価をいただいておりますが、やはりご意見を聞きながら見直しも必要だと思いますし、一方的であってはならんと思っています。68の自治区は、ご承知のようにいろんなそれぞれの地域の伝統、習慣があるわけでありますから、そういった中で事情もおありのところは十分承知をしておりますので、十分な意見交換をしながら進めていくというふうなこと。新しいこともですけど、続けてきたことは継続して続けていくと。そして、意見を聞きながら取り組んでいくことが大事ではないかと思っています。

1年経過した大震災の教訓から、いかに協働、共助、自分たちの地域を自分たちでやっていくといったこと。そして、隣近所がやっぱり助け合うということが5月の防災ボランティアの神戸の語り部さんからのお話を皆さん賜ったわけでありまして、また、野島断層ではどなたも行方不明がいなかったということも直接バスガイドさんからも、あるいは、その会場からも説明をいただいたということ、行方不明者がいなかったということは、普

段からのそうした地域のつながりがいかに大事かということの教訓でありました。こんなことを私たちもこうした教訓の中から、これからの町政運営の中で重要視して取り組んでいく必要があると思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（風口 尚） 7番 奥川 直人君。

○7番（奥川 直人） 2点質問をさせていただきました。振り返ってみますと、町長の方針が新しい総合計画なり24年度のスタートの段階で出ていないということは、非常に残念に思います。

協働のまちづくりについては、これからも議会としても、先ほどの町長の答弁を踏まえて、いろんな形でチェックをさせていただきたい。そして、とにかく足下とか基本とか原点といった仕事を十分見直して、忠実に行政運営をしていただく。

そして、それは議会なり、いろんな委員会なり、いろんな形の協力を得ながら方針づくりができてきているはずなんで、その人たち個々に、さらに住民の皆さんといったことを基本に置きながら、先ほど町長言われました自助・共助の話もありますけども、これは当然意識は上がっているんですけども、私が今回の質問で言わせていただいたのは、自助・共助じゃなくて、行政として住民を巻き込んでいく進め方の基本が不十分ではないかということであったので、そういうことをもう一度、この機会に見直していただいて、共に私たちは全然批判をしているわけじゃないので、この基本計画なり総合計画がうまく進むようにと願っておりますので、今後ともご理解いただきますようお願いをして、一般質問に代えます。

どうもありがとうございました。

○議長（風口 尚） 以上で、7番 奥川 直人君の一般質問は終わりました。

ここで10分間の休憩をいたします。

(11時29分休憩)

(11時38分再開)

○議長（風口 尚） 再開いたします。休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

次に、9番 前川 隆夫君の質問を許します。

9番 前川 隆夫君。

《9番 前川 隆夫 議員》

○9番（前川 隆夫） 質問の機会を与えられましたので、一般質問通告書に基づきまして一般質問を行います。質問項目は1点で、バイオディーゼル燃料化事業について質問をしたいと存じます。よろしくご答弁を願いますようお願い申し上げます。

私たちは、地球の天然資源を大量に消費することにより便利で豊かな生活を送ってまいりました。ここで元に戻す運動に取り組まなければ、子、孫や子孫が生存することすらできなくなってまいります。元に戻す運動、つまりは物が循環する循環型社会構築のためには、現在、ゴミとされている物の有効活用について考えていく必要があります。

隣の伊勢市では廃食油のリサイクル運動等、地球温暖化やエネルギー問題に向けた取

組が進められています。

ここで玉城町として廃食油リサイクル運動等エネルギー問題に取り組む考えはあるのかどうかをお尋ねさせていただきます。特に廃食油リサイクルは、一般家庭や事業所などの使用済み天ぷら油を捨てずに回収し、精製してバイオディーゼル燃料にするというもので、排気ガス中の黒煙や硫黄酸化物、二酸化炭素の量が少なく、環境に非常にやさしい取組と理解しております。

また、家庭内で環境に良い取組を実施することで、子どもたちに対する環境教育として効果も期待できる者ではないかと思えます。

さらに、バイオディーゼル燃料化事業は、地球温暖化対策としてだけでなく、新たな障がい者支援事業として展開されている自治体も現れてきております。委託業者、NPO法人などのお力をお借りしながら、改修方法、保管場所の問題、例えば、町内を運行しておりますオンデマンドバス等への活用方法について、行政と町民が共に進める循環型社会構築へ向けた今後の具体的な手段、課題などを検討していくお考えはあるかどうか質問しますので、よろしくご答弁を願います。

○議長（風口 尚） 9番 前川 隆夫君の質問に対し、答弁を許します。

町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） 前川議員からバイオディーゼル燃料化事業についてのご質問をいただきました。議員からのお話のとおり、地球環境を守っていくために循環型社会を作り上げて、これからの取組を進めていくことは大変重要な課題だと認識しております。具体的に隣の伊勢市さんの例もございましたので、担当のほうからその状況を説明させていただきます。

県下でも一部、廃食油のリサイクルの取組も行われて来ておりますが、少し当初計画をしておりましたところが、それぞれ進んでおらない、若干の問題が生じてきておるということもあるようでございますので、具体的な内容を担当課長から答弁の補足をさせますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村 元紀君。

○生活福祉課長（林 裕紀） バイオディーゼル燃料の関係でございますけども、県下でも5つの市町が取組をしておるような状況でございます。それで、お隣の伊勢市さんに状況等、近隣の市町に聞いたわけなんですけども、年間の収集量ですけども、それほど多くはないという格好になってございます。

ただ、玉城町で約10分の1の人口になろうかと考えますので、それから推計いたしますと、玉城町で収集できる量が約3キロぐらいではないかというとらえ方をさせていただきます。

また、燃料につきましては、ただ、ディーゼルエンジンの車両には使えるわけではございますけども、どうも聞かせていただくところによりますと、冬場には若干エンジンの調子が悪いということで、今現在はそのような利用はせずに、・・・の事業者に取り上げていただいておるといふ状況を聞かせていただいております。

○議長（風口 尚） 9番 前川 隆夫君。

○9番（前川 隆夫） よく分かりました。何分新しい取組ですので、様々な問題や課題が多いと存じますが、関係各所と連携を図りながら検討と検証を進めていただきますよう、特にお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（風口 尚） 以上で、9番 前川 隆夫君の質問は終わりました。

ここで昼食のため、1時まで休憩いたします。

(11時45分休憩)

(13時00分再開)

○議長（風口 尚） 再開いたします。昼食前(午前)に引き続き、一般質問を続けます。

次に5番 中瀬 信之君の質問を許します。

5番 中瀬 信之君。

《5番 中瀬 信之 議員》

○5番（中瀬 信之） 5番 中瀬。ただ今、議長の許可をいただきましたので、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は2点の質問をさせていただきます。1点目の質問は、健康寿命の延伸対策について。2点目は、震災がれきの受入についてであります。

それでは、1点目の質問であります、健康寿命をどのように延ばしていくかについて伺いをいたします。

健康寿命、私たちは今まであまり口にすることがない言葉であります。私たちの生活の中には、日本の平均寿命とか玉城町の平均寿命は今何歳だということは、よく話の中に出てくることではありますが、玉城町の健康寿命は今何歳であるというようなことは、今まであまり口にしていりませんでした。

先般6月2日の新聞、これは各社が載っておりましたが、健康寿命の掲載を行っていたと思います。厚労省の発表した日本の健康寿命という形で出ておりました。

ちなみに、健康寿命について説明がされておりましたので言いますと、健康寿命とは、介護を受けたり寝たきりになったりせず、制限なく健康な生活ができる期間とあります。

厚労省が初めて算出した健康寿命は、2010年のデータであります。男性が70.42歳、同じく2010年の平均寿命は79.64歳ということです。女性の健康寿命は73.62歳、平均寿命は86.39歳ということになります。今申し上げましたように、健康寿命と平均寿命の差があるわけで、男性で9.22歳、女性で12.77歳と大きな差があります。この差が大きければ大きいほど、介護を受けたり寝たきりであったりする期間が長くなるというわけです。思うことは、健康寿命を延ばし、平均寿命がそのまますべて健康寿命であれば一番いいわけでありまして。よく言う『ぴんぴんころり』という言葉がありますが、そういうことだと思います。

平成21年に長野県の佐久病院並びに白馬村を議会視察し、この視察には町長をはじめ、治療の担当者も同行したわけではありますが、長野県が健康管理に優れた県であり、その結

果、医療費においては全国で一番低い県であることを学び、当町においては『健康しあわせ委員』を立ち上げるきっかけとなり、日々の健康増進に努めているわけであります。

しかしながら、まだその結果が現れている状況にはないと思います。私たちが一番心配していることは、何歳まで生きられるというのではなく、何歳まで健康でいられるということではないでしょうか。当町の現状を踏まえ、町長は健康寿命という言葉に対して、延ばすための基本的な対策をどのように考えているのかお伺いをいたしたいと思います。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬 信之君の質問に対し、答弁を許します。

町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） 中瀬議員から健康寿命をどう延ばしていくかというご質問をいただきました。質問の中でも詳しく説明をいただいたとおりの現在の状況でございまして、玉城町としてこの取組を重点的に進めなきゃならんと考えております。ご承知のような健康寿命、介護が必要なく元気で過ごせる期間ということを使うわけでもございまして、私も議員の皆さん方と一緒に長野の佐久総合病院へも視察におじゃまをさせていただいた次第でございまして、町としてのこの現在の国保会計をはじめとするいろんな扶助費、社会保障制度の状況を考えてみたときに、やはりもう少し危機意識を持って町民の皆さん方に健康づくりに取り組んでもらう必要があるということで、2年にわたって、ようやく3月に一回りいたしましたけれども、このことも健康を一つのテーマとして自治区で懇談会をし、皆さん方をお願いをしてきたわけでありました。

健康しあわせ委員さんとして地域のお世話をさせていただくことでの大変熱心な方も出ていただいているような状況でもありますし、また、先般の『元気です玉城祭り』の状況の中でも、それぞれの区で健康づくりの取組の状況の報告もいただいたりということで、少しずつ動きが出てきておるとい状況でございまして。

要はこれから力を入れていかなきゃならん、何に力を入れていくかということでありまして。いろんな町の分析の結果からいたしまして、悪性腫瘍、あるいは生活習慣病、そういったところからの健康を害しておられるという傾向がございますから、まず、がん予防、そして運動の促進、あるいは生活習慣病が大元でありますけれども、食生活の改善、そういった幅広い分野について、健康づくりについて一層力を入れていきたい、こんな考え方を持たせていただいております。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬 信之君。

○5番（中瀬 信之） 今、町長が言われましたように、健康寿命、新しい言葉になると思うんですが、こういうことについて行政側も積極的に参加をしながら延ばしていくという考えだと思えます。そういう中においても、特に食生活の改善であったり、適度な運動は厚労省も言っておるとお思いますので、そういうことを重点に進めるということでもよろしいんじゃないでしょうか。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） そのように受け止めていただいて結構でございます。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬 信之君。

○5番(中瀬 信之) それでは、今、町長が言われたようなことを参考にしながら、2番目の質問という格好になりますが、健康寿命を延ばして平均寿命に近づけていくためには、やはりがんであったり、脳血管疾患というんですか、心疾患、高血圧、糖尿病と言われる生活習慣病の死亡率の低減ということが非常に大きい目標になってくると思われま。そういう個々の疾患であったり病気があるわけですが、今後の目標として、そういうものを事細かく仕分けをしながら目標設定をしていく考えがあるのかお伺いをしたいと思います。

○議長(風口 尚) 町長 辻村 修一君。

○町長(辻村 修一) 生活習慣病の予防の推進ということでございます。このことも特定健康診断の取組もありましたけれども、残念ながらなかなか受診率が低い結果でございました。これをどうしていくかということでございます。

町として先ほど申し上げました健康診査のデータの分析をしながら、より積極的な保健指導もしていかなきゃならんわけでありまして、それぞれの、例えば、がん検診の受診率をどう上げていくかということ、平成27年を目標にいたしましての指標も掲げておるわけでございまして、少し早い段階で具体的にいろんな検診活動を、町民の皆さん方に対する取組の強化をしたいと考えておまして、平成24年度のこの新年度予算におきましても、例えば乳がんですと、すべて町費負担を議会でご承認をいただいて取り組んでいくということなり、近く健康診断の計画も具体的に予定をしておるわけでありまして、

具体的な内容等を担当課長からも補足をいたさせたいと思っております。

○議長(風口 尚) 生活福祉課長 中村 元紀君。

○生活福祉課長(中村 元紀) 町長の補足をさせていただきます。総合計画にも盛り込んでおります指標的なものを若干ご説明をさせていただきます、また、本年4月に各家庭に向け配送をさせていただきました、がんの受診特定健診の申込の関係の状況をご報告させていただきたいと思っております。

総合計画に定めております健康づくりのモデル地区数を、27年度には20地区までもっていきたいという目標を定めてございます。23年度の今の実績の数値といたしましては、5地区が取組をいただいております。

それから、がん検診等の受診率につきましては、27年度に25%を目途に持っていきたいと考えてございます。現状の数値等もいろいろ個別の癌ごとにばらつきはございますが、トータルで最終25%に持っていきたいというのが、今の取組の目標数値として定めてございます。

それと、本年4月に配送させていただきました受診をしたところでございますけれども、この辺若干数値がかなり上がってきてございます。胃がん検診あたりでございますと、昨年度の受診者数からいきますと、3倍程度に延びておるとか、おおむね大腸がん、子宮がん、乳がん、胃がん、すべてについて倍近くの方が今、希望の申込をされておる状況でございます。

○議長(風口 尚) 5番 中瀬 信之君。

○5番(中瀬 信之) 今の説明で検診率が上がってきておる、それは行政側のほうもそう

いうがん疾患とかいろいろなことについて、いろんな場で説明をされておることだと思えますが、平成27年度に目標設定を大きくしてあるわけですが、その中で各がん疾患によっても、胃がんであったり肺がんであったり違うと思うんですね、数値が。そういうことについては各細部で計画を年次別、年にわたって立てられておることかお伺いをしたいと思います。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村 元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） それでは、がんの関係でございます。個別の数字というか、各年度ごとに目標数値を定めてございますので、

（「あるかないかで結構ですわ」と言う声あり。）

よろしいですか。また、後刻、一覧表なりをお渡しさせていただくという格好でございます。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬 信之君。

○5番（中瀬 信之） 年次別の計画を立てられて、その数値を達成するように年次進捗状況を見ていくということですね。そういう中で各自治区において、また町民において、すべての人がそういう目標管理の中で達成できれば一番いいことだと思うんですが、まず、生活習慣病と言われる病気の中には、各組織でいろんな検診をしたり、例えば、人間ドックとかそういう検診をしとるわけですから、身近にいる町職員のそういう状況は把握をされて申告管理をされておることかお伺いをしたいと思います。町職員の健康管理表というんですか、検診率とか改善とか、そういうことが分かるようになってくるのかと。

○議長（風口 尚） 総務課長 林 裕紀君。

○総務課長（林 裕紀） 我々の特定健診につきましては、役場でやる健康診断を特定健診に切り替えておりますので、100%という格好になっていくと思います。

これについてのいろんな結果、いろんな職員に対する後のコーディネートとかにつきましては、安全衛生委員会というのを開催しております、そちらで検討とかいろいろ改革をしています。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬 信之君。

○5番（中瀬 信之） 全町民にいろんなことをしていくことも大事だと思いますが、まず、身内から健康検診に対して意識を持って、職員が全員そういう目標を持てることが大事かと。見た目だけでは健康かどうか分からないですよ。見た目だけで腹回りが大きそうやとか、やせとる肥えとるじゃなくて、体の中がどうなってるかということが大事やと思いますので、そういうことを管理する部署においては管理をされて、改善をされとらん職員については、改善を進めていくようなことをまずしていただいて、町職員が健康になることが非常に大事かと思っておりますので、町民に対する健康検診の薦めを職員から実践していただくと。体調の管理も職員からしていただくことにすればいいのではないかと思います。

そういう中で、先ほどの目標管理の健康事業の中にタバコの喫煙率の目標とかも出ておりました。10年後には、今19.5%ある喫煙率を12%にしたいとか、いろんなことがありますので、そういう中においても、職員が中心になってそういうことを進めるようなこと

をしていく必要があるのではないかと考えております。まず、職員の健康管理から進めていただきたいと思っております。

続いて、3番目の質問になるわけですが、高齢者になればなるほど、健康寿命に対しての意識が高まってくると考えております。いくら長生きをしても、健康でなければとの思いからだと思いますが、玉城町でも大家族から核家族への移行が進み、その結果、独居の老人、一人暮らしの老人がますます増加する傾向にあると考えられます。

一人暮らしの老人の方が一番心配している病気は何か聞きますと、認知症に対しての不安が非常に大きいと言われております。その不安を少しでも除くことができれば、大きな意義のあることであると考えております。町長の考える認知症対策というのですか、どういふふうに考えておられるのかお伺いします。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） 議員のご質問のとおり、超高齢化がどんどん進んでおる社会でありますから、この対策、大変重要なことだと認識しておりまして、これも協働のまちづくりの一つだとありがたく思っておりますけれども。

玉城町のサポーターさくらさんの取組が大変先進モデルとして全国紙で取り上げられたり、新聞でも報道されたりということでもありますけれども、そういったところでの具体的な活動、早期発見、どういふふうな対策を講じていくのかということなり、それぞれのサポーターの皆さん方がいろんな活動を展開していただいております。

具体的な内容を担当課長からも補足を申し上げますけれども、今年度におきましては国の補助を受けまして、地域でケア体制を作る事業にも取り組んでいこうという考え方を持たせていただいております。内容につきましては、担当課長からこの対策について補足を申し上げたいと思います。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村 元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） 認知症の関係につきましては、今回定めさせていただきました第5期の介護保険計画の中にも一部触れてございます。若干、認知症対策への対応につきましては、早期予防、早期発見、早期治療、進行の抑制、認知症介護技術の向上、認知症サポーターの養成ということで定めてございます。

その中でも先ほど町長からもありましたように、サポーターさくらさんの活動がかなり活発にさせていただいております。それ以外につきましても、介護予防教室であるとか物忘れ外来とかそのあたりの指標も、総合計画にも定めた目標数値も持っております。

あと、地域での老人会サロンでの認知症についての理解を深める講座等もさせていただいておりますし、専門職への認知症ケアに対する研修会等も実施をしております。

もう1点、今年度、町長からの国の補助を受けまして取り組む事業について、若干の補足をさせていただきたいと思っております。

予算額的には234万9,000円の補助を受けまして、臨時職員を1名雇用いたしまして、地域包括センター、地域のスタッフ、それから、地域の認知症サポート医あたりの協力体制を取っていった、地域での見守りをやっていく。

また、玉城町に住む住民の方に対しても周知を行い、徘徊老人等が早期に見つけられるような体制作りをしていきたいというような事業の取組を予定してございます。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬 信之君。

○5番（中瀬 信之） 今、説明をしていただいて、わが町はこの認知症に対しても一所懸命やっておると。いろんな取組をしながらやっておる。例えば、サポーターさくらにもいろんな支援をしておる。

先ほど出てきませんでしたけど、ぴんの会とか、そういうことにもいろんな支援をしておる、町長の担当者も胸を張って言うわけですよ。

そういう中で、実際、そうしたら玉城町の中でどれぐらいの一人暮らしの老人がみえて、認知症の方がどれぐらいいて、どういう家庭状況の中で生活しているのか、それをすべてフォローできておるのか、いろいろあると思うんですが、現状で分かっている範囲でフォローできておるところとか、今後目指しているところとか、数値的に答えられるのがあれば、お伺いしたいと思います。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村 元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） 今どれだけの方が認知症でみえて、どれだけのサポートができておる、その数値については申し訳ございません、持ち合わせておりません。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬 信之君。

○5番（中瀬 信之） いろんなことを進めるうえにおいては、その基礎となる数字を見ながらことを進めると私思っております。例えば、認知症のサポーターも全国で300万人達成とかいろいろ大きな数字は出ておりますが、実際、玉城町の状況がどうだとか、今、『ぴんの会』というのが玉城町にはありますが、一人暮らしの老人の中でどれだけそこに参加されておるのか。本来であれば、すべての方がそういう組織とかへ入ってすれば一番いいと思うんです。今、認知症の予防とか早期発見とか対策というふうに言われたわけですから、一人暮らしをしておって孤独だとか、寂しいとか、笑う機会がないとか、人との会話がなくて、いろんなことが積み重なってそういう病気に発展していくことがあろうかと思っておりますので、町内におけるそういう人たちをできるだけそういう組織の中に引っ張り込むというとおかしいんですが、来ていただけるようなことを行政が積極的に取り組むべきではないかと思っております。新しい人も入れてそういうことに取り組むのであれば、一人ひとりのところに目がいくような対策づくりをしてほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） まさに議員のお考えのとおりでございまして、やはり今の社会問題の一つとして、高齢者の方々の孤独あるいは無縁社会、社会等が段々縁がなくなっていくということが社会問題になっておりますし、町のこれからのことを考えましたときにも、このことをやはり解決しなければならぬ大きな問題だと思っております。特にご理解をいただいております取組の一つとしてのICTの活用は、そうしたことで今までお家におられた方が、できるだけ外出していただく、いわゆる外出支援のサービスの考え方としてうまく運用がされており、そして利用者も増え、この福祉会館を中心といたしますとこ

ろのいろんな講座、研修活動に多くの方が出席をしていただいております状況になってきた、非常に良いことだと思っています。

それと、もう1つは、民生委員さんの皆さん方のご協力もいただきながら、なかなかご家庭のことです。いろいろな個人情報、聞き取りは非常に難しいわけですけれども、やはり要援護の台帳整理をしながら、そして、民生委員さんの協力をいただきながら、そして、より、そうしてお困りのご家族の皆さん、あるいはご本人に対する対策をきめ細かく講じていきたいと思っています。

今、徐々にその取組の●●に付けておるとい状況でございますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬 信之君。

○5番（中瀬 信之） こういう取組について、やはり玉城町はすべての一人暮らしの老人を話をして取組をしておる。その参加率においては玉城町は100%やと全国でも誇れるような数値目標、目標ができるようなことを行政が引っぱりながらやっていただきたいと思っております。

それでは、4番目の質問になりますが、私の記憶の中には、小学校や中学校のときに食事に関する知識とか食育ということをあまり教わった記憶が残念な感じがしますが、健康な体は良い食事からなる。健康を考えると、食事は大きな要素を持つことであると思っております。健康の源となる食事は大切であり、バランスの取れた食事をすることは重要であると考えます。そのことを考えると、小学生や中学生に正しい食育を行うことは極めて重要なことであると思っております。

そこで、教育長にお伺いをいたします。将来の健康寿命を延ばす大切さを考えるならば、今、当町で行っておる学校での食育と学校給食への地産池消への取組をどのように拡大をしていくことが必要なのか、どういうふうにご考えておられるのかお伺いをしたいと思います。

○議長（風口 尚） 教育長 山口 典郎君。

○教育長（山口 典郎） 町の学校教育の大きな柱の中に、先ほど午前から話がされております防災教育とか食教育も、大きな教育の方針の柱として玉城町は立てております。現在、学校教育の中では、食教育は学校栄養教諭と小学校の学級担任とが連携して、あるいは中学校では、家庭科の担当や保健体育の担当がチームを作って進めております。

そういう中で、その学習内容としましては、栄養のバランス、地域の食材、地域の食材を使った料理、それから、肥満になりやすい食物、飲料、それから、食事の重要性、食べ物自体への感謝の気持ちを持つなど、食教育としての役割を十分玉城町としてはやっております。

その中で特に良い例であるということで、県のホームページでも取り入れられたものが、茶屋農事組合の大豆の子どもたちが調べ学習をした中の内容が非常に良かったということで、ホームページに上げられました。

それから、もう1つ、アグリの方でレンコンの栽培をやっておりまして、そのアグリ

との連携の中でレンコンについて知り、そして、レンコンの料理なんかも子どもたちが進めていったということでの取組がかなり評価をされまして、県のほうでも評判になっております。

そのほか、保護者とか地域の方々に地域の食材を使った献立や調理実習等も、栄養教諭等がかねて行っていただいております。地域の地産池消の取組もそういう取組から広がっていると思っております。玉城町は農業の町ですので、そういった点からそのことを意識し、農業の町として子どもたちが誇りを持てるような取組を行っているところであります。

それから、もう1つは、大きく自分たちが、先ほど議員からのご指摘にあったように、健康寿命の中でやはり子どもたちが自分の食を自己管理できるように、先ほどから話しております肥満に陥りやすい食事、食べ物、飲料、それから食事の重要性なんかも学習しながら、自己管理ができるような方向性を持って食教育を推進してまいっておるところであります。

それから、地産池消の取組ですけれども、議員、ライフワークとして地産池消の話をずっと言ってみえますけれども、玉城町の教育委員会としましても、産業振興と手を結びながら、平成22年からは農林水産省の学校給食地場農畜産物利用拡大事業を受けて、両課、それから玉城町の地元の農畜産物の提供できる団体、農家等に呼びかけて会議を持たせていただきました。

それで、一応地産池消の導入を以前は小学校では60%であったんですけども、70%に上げてきております。中学校では58%であったのを69%、かなり高くまで引き上げることができております。今、ある限りの広がりはある程度はしてきたわけですけども、昨年度は町のほうで単年度でしたので、その事業は補助が終わりましたけども、昨年度は69万円、町から予算をいただき、今年度も75万円の費用をいただいております。そういった点で予算化をしていただいておりますので、子どもたちが地のものをおいしくいただくことを意識する地産池消の取組を今後も進めてまいりたいと思っております。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬 信之君。

○5番（中瀬 信之） 今、教育長のほうから進めていきたいということをおっしゃってありますが、栄養教諭についても、今、玉城町で何名かみえると思いますが、将来的にはどういうふうを増やしていきたいとか、その中身ももうちょっとお聞きしたいのと、産直の割合についても、教育長が考えるところだと、どこまで延ばしていくかという数字的な目標を持つとらんと、いろんな県の補助があったり、町から補助をいただいてやっとならんと、なかなか目標が見えてこない。

今の農地についても、茶屋の営農から物を買ったりしてありますが、例えば、学校によれば学校農園とか、いろんな格好の取組をされるところもあると思うんですよ。そういうことは今後発展していかないのか、教育長の考えと大きな夢というんですか、私はこういうことを考えとんのか、そのために予算要求もするしというようなことがあれば、聞かせていただきたい。

○議長（風口 尚） 教育長 山口 典郎君。

○教育長（山口 典郎） 栄養教諭は現在2人、小学校の代表として田丸小学校に置いております。それから、中学校の代表として1人、中学校に置いておまして、栄養教諭は配置基準が国で決まっております、4校に1人という形でございますので、1. 何人かのところを玉城町は2人置いていただいておりますということで、本来ならば1人という話も出てきておるんですけども、現在2人置いていただいております、特に食教育を推進していただいております。

大きな目標、ある面ではこの70%というのは、かなり大きな数字になってきておるのではないかと感じております。全国では23.4%、それから、昨年度、伊勢のほうでは地産池消の取組が48.75%ですか、というふうな形の報告もありまして、それを見た限り、県のほうでは62.2%、今後24年度ぐらいには30%前後に地産池消を広げていきたいということですので、そういった点からは、やはり70%というのはかなりの数字であると思っております。

私は、食教育というのは教育の中の数字目標もかなり重要なポイントではありますが、子どもたちが玉城の食材に誇りを持っておいしいと感じてもらえる、そういうふうな給食を通して、食教育をとおして子どもたちが玉城の農産物に自慢ができたり、あるいは、おいしいと感じて広めることができる取組を、我々としては学校教育の夢の持てる場ですので、そういった夢を持ちながら、栄養教諭とも話しながら食教育に取り組んでいるところです。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬 信之君。

○5番（中瀬 信之） 食事の大切さ、物を食べることは一番大切やと思います。小学校、中学校の生徒に食事の大切さを図るために、家庭での食事の状況であったり、例えば外食であったり、お菓子であったり、ファーストフードの摂取であったり、偏食とか朝食抜きとか、いろんな食事を取ることにしている項目があると思うんですが、そういうことを一度まとめたりとか、聞いたり、したり、そういうデータはお持ちですか。

○議長（風口 尚） 教育長 山口 典郎君。

○教育長（山口 典郎） 全国学力調査の中に食教育に関するデータもあります。食事についての何時ごろ食べるとか、毎朝食べているとか、内容的なお菓子とかそういうものについても一部、低学年等であるんですけども、玉城町としてまとまった調査はしたことはありません。

ただ、そういうふうな中で保護者の方と今までいろんな話をさせていただいておりますけども、学校給食において、かなりご家庭の方々、お母さん方がヒントをいただくということは言ってみえます。なかなか忙しい中で外食や買ってきたものを与えてしまう状況の中で、学校給食が非常に工夫されて、自分たちのを作っていて、お母さん、今日はこんな給食が出たんだよと話す中で、これをいっぺん作ってみるということもされているようですけども。

そういった点で栄養教諭がこないだから地域にも出向いて、地域の食材を使ってそうい

う調理実習を一緒にお母様方とやるということもされております。そういった点で保護者の方も引き込んで食教育をやっていくのに、学校給食や栄養教諭の役割は非常に高いものではないかと思っておりますので、給食便りもしておりますけども、そういった点でも広めていく必要があるかと思っております。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬 信之君。

○5番（中瀬 信之） 今言われましたように、学校給食は3回の食事のうち1回ですね。そのことについて地産池消であったりしていくことは非常に重要だと思いますが、本来の食育ということを考えると、朝ご飯であったり、夕飯であったり、そういうことが家庭の中できっちり食べられるように子どもたちに教えていくと。3食のうち、1食給食を食べとったら、もうあなたは栄養満点でええなあと家の方に思われてもあかんと思いますので、3食のうちの1回が給食やと、後の2回が家での食事に。お母さん、こういうことに注意してやってよとか言えるぐらいの子ども教育ができればいいかと思っております。そういう意味では教育委員会に対して、非常にこの健康寿命を考えたときに、食育は大きなことになってくると思います。このことがあって、例えば、勉強ができる、運動ができる体力をつけるというふうになると思いますので、まずは食事が第一かと考えてます。

これは子どもだけの食事じゃなくて、生涯教育の中においても、大人の食事ということも考えていく、そういう構造も作っていただくことが非常に大事かと思っておりますので、教育の立場のをよろしく願います。

町長についても、先ほど言いました、高齢者対策とかで平均寿命を延ばしていく政策じゃなくて、健康寿命を延ばしていくということで、少し方向的なことが変わってくるかと思いますが、そういうことを重点に考えながら、この健康寿命の延伸政策を考えていただきたいと思っております。

続いて、2点目の震災がれきの受入についてお伺いをいたします。

この問題は日本各地の自治体において受入をする、しない、放射能が心配である、住民の賛成が取れないなど様々な問題に遭遇していると思っております。

私たちの三重県においては、三重県、三重県市長会、三重県町村長会は、今回の震災によって生じた震災廃棄物の広域処理が震災の復興に必要であるという共通認識のもと、震災廃棄物の安全性の確認、住民不安の払拭、処理後の体制整備や議会の理解が整うことを条件に、対応可能な市町から実情に合った協力をしていくことで合意をしたということが新聞に出ておりました。6月2日の新聞を見ますと、県議会での説明で鈴木知事は、震災がれきの受入について一日でも早いがれきの受入実現に向けた取組を、市町と一体となっていくと説明しております。

また、昨日の新聞では、名張、伊賀でがれき処理についての住民説明会開催へという大きな見出しで出ております。

辻村町長は、町村会長の決定事項や伊勢広域環境組合のことや町民の意向を踏まえ、現時点でどのような判断をされておるのかお伺いをいたします。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） 震災がれきの受入につきましてのご質問、中瀬議員の先ほどの経過のとおりで推移をしております、やはり被災地の復興を一日も早く進めるために、この震災がれきの処理につきましては、全国のそれぞれの自治体が相互に協力、支援し合って取り組んでいく必要があると思っております。

しかし、当町の受入の体制ということでもありますけれども、これにつきましては、先般からも議員の皆さん方に懇談会で説明を申し上げておりますとおり、伊勢広域といたしまして、伊勢市ほか明和町さん、そして度会町さん、玉城町との広域としての処理の考え方でございますけれども、まずはその中で現段階で結論に達しておりますのが、特に1市3町の合意といたしまして、安全性が確認されていない、あるいは、住民の理解が得られていないということで、特に県あるいは市長会、町長会との合意書の条件がクリアされていない状況で災害廃棄物を受け入れることはできないという結論に達しております。

そういう状況でわが玉城町といたしましても、伊勢広域の構成市町の中での結論ということで判断をしておる状況でございますので、どうぞよろしくご理解をいただきますよう、お願いをいたします。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬 信之君。

○5番（中瀬 信之） 今、町長が伊勢広域環境の結論と言われてますが、いつの段階の結論なのかお伺いをします。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） 4月27日の段階での考え方でございます。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬 信之君。

○5番（中瀬 信之） 今、町長が4月の27日と言われましたが、5月10日の新聞記事ありますよね、それを見ていただくと、4市町となっておりますが、伊勢と明和と玉城、度会、意見がみんな違うんですよね。新聞記事間違とるよということであれば、それでも結構なんですが、今言われることであれば、4市町が一つの考えの下に行動を行っておるといような受け取り方をするんですが、そのことはいかがでしょうか。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） 当然のことながら、いろんな報道、あるいは、それぞれニュアンスは違うかわかりませんが、4市町、伊勢市長さんを管理者とお願いしての考え方はそういう結論に達しておる状況でございます、その後の特段の進展はないということでございます。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬 信之君。

○5番（中瀬 信之） もう一度お伺いをします。伊勢を頭にというようなことを言われておりますが、伊勢市は県内の受入はまず反対やと。地元の受入も反対やという意見です。玉城町も同じでしょうか。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） 県内の受入、地元の受入というのがどういうことなんか分かりませんが、やはり構成市町としての判断というものは、長が統一的な考え方で踏襲をしていか

なきやならんというふうに思っています。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬 信之君。

○5番（中瀬 信之） この問題、冒頭にも言いましたが、各自治体において非常に難しい問題だと受け取ってますよね。昨日の新聞でも伊賀、名張では住民にがれき処理のいろんな意見を聞くということでスタートをしておりますが、玉城町が今の段階では受入をしないというのは、町長の単独の考えの下にそういうふうにしておるのか、例えば住民とか、議会に説明をして理解を得たものなのかどうかをお伺いします。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） 私単独の考え方ということでなくて、議員の皆さん方に伊勢広域としての考え方は説明を申し上げておりますし、これはそういうことで何ら独断で判断をしておるということではございませんで、あくまでもこの広域処理の中で受入をどうするかという判断は単独ではできないと。統一した伊勢広域の組合としての考え方に基づくことでなけりやならんということでございます。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬 信之君。

○5番（中瀬 信之） 伊勢広域の判断だというふうに言いますが、伊勢広域は4市町の首長が管理者になっておるわけですよ。4人の判断やということですよ。住民の考えとか、4市町の議会の考えというものはその中に入っておるのでしょうか。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） それぞれの首長さん方が市民の方、あるいは、町民の方にまだ説明とかお考えをお聞きしてというところまでは私も伺っておりません。しかし、考え方といたしましては、安全性が十分確認されるまでは受入することができないというのは、このそれぞれ首長さんも同じ考え方だと私も理解をしております。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村 元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） 若干の補足の説明をさせていただきます。伊勢広域の受入のできる状態というんですか、受入可能な部分についてのご説明をさせていただきます。伊勢広域の稼働率につきましては、約70%台で推移しておりまして、若干20%の受入は可能かという考え方です。その中で伊勢広域としては、日量20t、年間で200tを上限に受入をすることは可能であるという状況ではございます。

ただ、伊勢広域での焼却処理の場合なんですけども、これにつきましては、焼却灰の処理が今の段階では受入先がないという状況になっておりますので、できないという格好になってございます。

ただ、今、伊勢広域につきましては、三重中央開発、それから中部リサイクルというところに焼却灰の受入をお願いしておるような状況でございまして、こちらの両施設とも行政の通達によって、一応関東圏からの焼却灰の受入は自粛をしてくれということで自粛をしている状況でございます。また、伊勢広域の焼却の残砂につきましては、混合灰になっておりまして、セメントで硬化、又は薬剤で処理をする、若しくは溶融・・・の処理するしか方法がなく、埋立処分ができないということございまして、現状、処分することが

困難だという状況判断の中で、先ほど町長が答弁しておりますように、受入をしないという方向に至っております。

ですので、受入体制が整っていない状況でございますので、住民の意見を聞く、住民の判断を仰ぐという部分には至っておらないのが現状でございます。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬 信之君。

○5番（中瀬 信之） 今、課長が説明されたように、個々の理由については、誰もが知らないですね。そういう中で処理が今できないと言われておる。そのことは新聞紙上にも玉城町は受入をしない、明和町はするとか、そういう格好で出ておるわけですよ。

そういう中で県のほうも例えば焼却灰を処理するというのも、知事はしていきたいということで進めてますよね。そういうことも整理がつけば、玉城町とすれば、そういう意向に持っていくのかということをもまず聞きたいのと、町長も県の町会の幹事という役割を持っているわけですね、平の役員じゃなくて。そういう中で決めたことに対して、条件がそろらんということがなかなか周りには見えてこない。どういう条件になれば受入をするんやとかそういうことを示していかなんといかなんと考えています。それなしに、例えば、伊勢が受入をせんから玉城もせん、そういう話じゃないと思うんですね。玉城にそういう施設がないということじゃなくて、玉城もその中の一員ですので、受入もするにあたって、何が解決されたら受け入れるんだということをも、もう一度お伺いしたいと思います。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） 広域での処理ということになりますから、玉城だけが受入をしますということとは言えないわけでありまして。やはり4市町の確認といたしましては、先ほど担当課長が申しあげましたような焼却灰の行き先での理解、あるいは、地元の自治区との覚書というのもあるとあって、当然のことながら、今、安全性のことが論議されますけども、それが確実に住民の皆さん方がご理解できるのかとどうかということになりますと、なかなかこれは難しいことだと私は思っていますので、そういうことが十分確認されれば、受け入れるんだということで伊勢広域として統一的な考え方が出れば、当然その段階で議会なり議員さん方に説明をさせていただききゃならんという考え方を持っておる次第でございますので、どうぞよろしくお願ひします。

○議長（風口 尚） 5番 中瀬 信之君。

○5番（中瀬 信之） 時間もないようです。町長の考えですと、伊勢広域の全体の考えがまとまらなないと、町民にも聞けないし、議会にも話をできないと。伊勢広域がまとめたことについては、県がまだ十分な考えを示していないのでできないという判断でよろしいんでしょうかね。この問題は、全国、毎日、新聞に出てくるような大きな問題になってきていると思います。各自治体において受け入れる受け入れないについては、誰もが判断するのは非常に難しいと思いますが、町長としての判断をする時期が近いうちに來るのではないかと考えております。

もう少し他に質問ありましたが、これで終わります。ありがとうございます。

○議長（風口 尚） 以上で、中瀬 信之君の質問は終わりました。

ここで10分間の休憩をいたします。

(13時59分休憩)

(14時09分再開)

○議長(風口 尚) 再開いたします。休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

次に、1番 中西 友子さんの質問を許します。

《1番 中西 友子 議員》

○1番(中西 友子) 議長のお許しをいただいたので、通告に基づき質問いたします。

まず、放射能測定器の購入について。

昨年3月の福島原発事故で拡散された放射能は、広い地域にわたって被害を及ぼしています。私たちの玉城町は果たして大丈夫なのでしょう。玉城町近隣の自治体では、鳥羽市、明和町などで放射能測定器を購入して、実際に利用もされているようです。

先日、明和町役場へ伺いお話を聞かせていただきました。購入理由を尋ねると、住民の方々に安心感を持っていただくために購入したと説明がありました。利用状況については、定期的な測定と、住民から要望があれば役場職員が出向いて一緒に測定をするということでした。

住民の方々に安心感を持っていただくということはとても大切なことだと思います。若い世代、特に子育て中の方々は、放射能被害についてとても敏感です。保育所、小中学校の運動場、あるいは農作物への影響など、利用するところはたくさんあると思います。住民の方々に安心感を持っていただくという点から、ぜひ、放射能測定器の購入をお願いしたいと思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長(風口 尚) 1番 中西 友子さんの質問に対し、答弁を許します。

町長 辻村 修一君。

○町長(辻村 修一) 中西議員さんから放射能測定器の購入についてのご質問をいただきました。

福島原発事故での影響が心配だということは当然のことだと思っております。

そして、測定器の購入の考えでございますけれども、この測定器については、最新の放射線のモニタリング、特に三重県がそれぞれの県下の出先機関、四日市、伊賀、伊勢、尾鷲等々あるわけでありまして、伊勢市の伊勢庁舎におきまして、固定型のモニタリングポストの設置をいたしました。そして、これの内容はインターネットで24時間、10分間隔で閲覧ができるという形になっておりまして、最新の一番の数値がチェックできるという状況でございます。

したがって、町としてそういうところでの必要な部分につきましては、数値を参考にさせていただくことで、今のところ、町としてこのことを購入するという考え方はございませんので、よろしく願いをいたします。

○議長(風口 尚) 1番 中西 友子さん。

○1番(中西 友子) 先ほど中瀬議員からの質問の内容でもあったように、松阪でも受入

の検討などが始まっていますが、それに対しての安心財源という感じでの放射能機器の購入は私は必要だと思います。もう一度お聞きしますが、購入の予定はありませんか。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） 伊勢市の消防本部におきましても、この測定器を既に4台保有をされておりまして、お借りをすることが可能だという体制が備わっております。そして、先ほど申し上げましたように、10分間隔で最新のデータが取れるという体制ができました。したがって、議員からの質問もございましたように、先んじて自治体として購入をなさっておられるところがありますけれども、こういう形で対応が十分可能だと思っておりますので、どうぞその点よろしくお願いたします。

○議長（風口 尚） 1番 中西 友子さん。

○1番（中西 友子） 先ほど測定器が借りられるというお話でしたが、常時借りられる状態まで持っていくことはできるのでしょうか。常時借りられる状態にさせていただきたいと私は思っております。

○議長（風口 尚） 総務課長 林 裕紀君。

○総務課長（林 裕紀） 今言われている放射線の測定器、線量計でございますけれども、土壌とか食べ物を計ろうと思うと、一般的に1台30万円ぐらいすると言われております。ですから、今、出回っている数万円のものにつきましては、確かに空気中の線量を計るということですが、計る目的が、測定機内にガスがありまして、ガスを原子信号と光に変換して測定するという、なかなか精度の高いもので、ピアノ調律のように定期的にガスの検査をしないと正確な数値が計れないというものでございまして、簡単な数万円ぐらいのものをお配りして、その数値に一喜一憂されるのも困るんじゃないかということで、検討はする余地があるんじゃないかと思っております。

ですから、同じ場所で測定いたしましても、雪とか雨とか天候に基づいても測定数値がかなり大きく変化するというので、三重県につきましても国の補助を受けまして去年の23年9月から全国に300基、この3.11の事故を受けて、例えば、原子力がある都道府県には何ヶ所、隣接する都道府県には何ヶ所、三重県のように原発がない、隣接しないところについては4ヶ所ということになりまして、元々あった四日市から伊賀市の伊賀庁舎、それから、尾鷲市の広域防災拠点施設、それから、伊勢庁舎の上ということが今年の3月に設置されたばかりです。

文科省の放射能モニタリングのホームページを開きますと、24時間、10分間隔でその放射線が出ております。したがって、正確な放射線の線量を計ろうと思えば、このように固定したモニタリングポストの設置が必須と思っておりますので、今のところ、この数値を見ながら、今後、今、前段の質問もあったようなことがもし進んでいけば、また違う形で取り組んでいきたいと思っております。

○議長（風口 尚） 1番 中西 友子さん。

○1番（中西 友子） すいません、ちょっと確認させていただきたいんですが、今、伊勢に測定所があるという話なんですか。松阪のほうの確認は取れているかどうかお聞きしま

す。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村 元紀君。

○総務課長（林 裕紀） 今申し上げたのは、国の補助を受けて県が設置したものでございますので、県内4ヶ所しかございません。もう一度言います。四日市市の県の保健所の環境事務所、これは元々、昭和63年のロシアのチェルノブイリの事故がありまして、それで、各都道府県に最低1ヶ所は付けたときに、津で付けたと思います。それがそのまま移行されて今、四日市へ行つとると。これは昭和63年から実は県内はそれで計っていたという実態はあります。現在は四日市へ移ったと。それから、伊賀庁舎、伊勢庁舎、それから尾鷲の広域防災拠点施設ということです。この今回の3ヶ所増えたものを含めて全国で300ヶ所、新設されたということです。そのうちの3つが三重県へ来たということです。

○議長（風口 尚） 1番 中西 友子さん。

○1番（中西 友子） ご説明ありがとうございます。しかし、私は購入を求めていきたいと思いますが、今のところ、町ではそれはないということなので、今後もまた状況が変われば求めていくということで、次の質問に移らせていただきたいと思います。

次に、生ゴミ減量の取組みについて。毎日の調理によって出る生ゴミの処理に、夏場ということもあり、皆さん悩んでいらっしゃると思います。週2回の可燃ゴミの回収を待っているのは、生ゴミは腐り悪臭を放ちます。家の中に置いておけば、快適な生活の妨げとなり、虫などの発生に対処しなければならぬときもあります。外に置けば、猫やカラスなどに穴を開けられ、もう一度袋に詰め直さなければいけなくなることもあります。ゴミ集積所の近くに住む方は、臭いにも悩まされることでしょう。

そこで、提案なのですが、私は以前に鳥羽の取組みで、一日で生ゴミを肥料にできる機械や、約半年かけて堆肥化する施設を見てきました。玉城町にはない取組みで、町でも取り組めたらいいなと思いました。玉城町としても、コンポストや水切り容器に補助を出し、対策を考え実行しているのは知っていますが、住民各自の生活スタイルの違いもあることから、みんながみんな同じ政策でいけるかという、そうでもないと感じています。

そこで、近隣のゴミ処理で町として取り入れられそうな取組みをしているところを、行政、議員が前に研修や見学に行き、次に住民と共に継続できるかを考え、1年間やってみることを提案したいと思います。これで減量できれば住民の生活も快適になると思われますが、町長の考えをお聞きしたいです。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） ゴミの減量化のことも当然伊勢広域での処理ということで、それぞれの構成する市町からの量によりまして町の負担が生じてきておると。この3月にも北議員さんからこのことについてご質問を賜ったわけでありましてけれども、いかに減量化していくかということが大変重要だと認識しております。具体的にそれぞれの市町におかれましても、努力をなされておられる事例もあるわけでありまして、いろんなことを参考に素早く対応していく。

そして、各ご家庭によってのご協力をお願いすべく、啓発活動に力を入れていくという

ことが非常に要ると思っています。具体的ないろんな町の制度等、ご承知いただいております部分もおありでございますけれども、担当のほうからも現在の状況を少し補足を申し上げたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村 元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） 中西議員もご存じのように、玉城町も平成11年から生ゴミ処理機の補助につきまして2分の1の補助をさせていただいております。上限2万円ということで設定はしております。

今現在の普及率でございますけれども、約490件の補助をさせていただいております。

それから、昨年から実施させていただきました水切り容器の関係ですけれども、こちらにつきましては、今のところ実績としてはございません。

ただ、伊勢広域に持ち込まれますゴミの関係でございますけれども、可燃ゴミの内の約50%は生ゴミであり、その内の約8割が水分という格好になってございます。一般の各家庭でできるだけ水分を取っていただく、このことが一番大切かという考え方ではございません。

また、近隣の状況では、鳥羽市さんにつきましては、事業系のゴミに対しても補助を出されているようでございまして、200万円を上限として補助をされておるような状況でございます。

また、この後に、玉城町にもいろんな施設等もございまして、そのあたりについては今後検討させていただきたいと考えてはおります。

○議長（風口 尚） 1番 中西 友子さん。

○1番（中西 友子） 町としての取組みとしての補助が出ていることも、先ほど聞かせていただいた内容で私も承知しております。

私が求めているのは、住民が自らこういうことをやってみたいということを町として示すのももちろんですが、自分で調べてというのが無理なので、周りからここがいい、あそこがいいという取組みをやっているところを自発的に見に行く、そして実行するというやり方を私は求めたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（風口 尚） 生活福祉課長 中村 元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） おっしゃっていただいておりますように、町のほうも総合計画で協働を謳っております。それで、こういうゴミの減量化等につきましては、一般住民の方の協力がなくては成り立たないものですから、いろんなご提案がございましたら、ご相談いただければ、それに対する補助制度等、またそういう現地の視察なりも考えていきたいとは考えております。

○議長（風口 尚） 1番 中西 友子さん。

○1番（中西 友子） 思っていたよりは行政の方も良い答弁を返してくれたと思っております。私も考えが突飛過ぎたこともあり、このツアーを企画してはいいかがか、そういうことも考えていましたが、まだまだそこまではちょっと急ぎ過ぎな面もありますので、これから徐々に協力して進めていきたいと思っております。

これで、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） 中西議員さんに褒めていただきましたので、これは本当に良いご提案だと思っています。したがって、まさに具体的にツアーを組んで、私の考え方といたしましては、やはり現地を見ていただくとか、取り組んでいただいております先進事例、あるいは、そうでないマイナスの部分も、直接住民の方なり代表の方がご覧をいただくということで、そのことで意識が変わるという、被災地の視察もそうでございますけれども、やっぱり言葉でしゃべっただけではなくって、直接現場を見ていただくことで意識を高めていただくことは、これからの行政推進でまさに住民の皆さん方との協働のまちづくりでは非常に重要なことだと思っておりますので、良い提言をいただきましてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

○議長（風口 尚） 以上で、1番 中西 友子さんの質問は終わりました。

資料の配付のために暫時、休憩いたします。

(14 時 27 分休憩)

(14 時 29 分再開)

○議長（風口 尚） 再開いたします。

次に、4番 北川 雅紀君の質問を許します。

4番 北川 雅紀君。

《4番 北川 雅紀 議員》

○4番（北川 雅紀） 4番 北川 雅紀。議長のお許しを得ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今日は2つのテーマがありまして、1つ目は、入札制度、2つ目が去年の12月に質問した行政の広告収入の進展具合、その2点について質問させていただきます。

では、1つ目、入札ですが、入札というのは行政にとってとても大きな分野でして、しかしながら、そのルールというのは国のほうでは大きく枠組みとしてはあるんですが、各地方自治体が自分たちに合ったもの、地域に適したものを常に考え、常に変えていって、全国的に見ると日々変わって行って、トレンドも変わって行ってというような状況です。

そんな中、入札制度はそういったものであるもので、守るべきものは公平性とか、競争とか、業者の育成とか、地元の企業の発展とか、いろんなものがあるんですが、そういう日々変わる中で今考えるべきことがあるんじゃないかと思って、今日は質問させていただきます。

まず、最初の町長への質問なんですが、今、入札制度を私が認識しているのはそういうものだというのにはあるんですけども、町長としてはどういった認識で、また、今現在、こうだ、将来に向けてこうしていこうというものがあれば、まずお伺いします。

○議長（風口 尚） 4番 北川 雅紀君の質問に対し、答弁を許します。

町長 辻村 修一君。

○町長(辻村 修一) 北川議員から入札につきましての、また認識でございますけれども、やはり、まずはこの入札制度は自治法に定義がなされておるわけでございますし、限られた財源の中で町のいろんなインフラをはじめとする事業を執行していく段階では、その法の趣旨に基づく考え方の中で、適正な公平、公正、透明性等々の事務処理がなされてないやならんと思うわけでございます。まず、いろんな町の施策を推進していくうえで、法に定めますところのあくまでも競争ということが原則になって、町が期待をする事業が適正に執行していただくということではなければならないという認識を持っております。

○議長(風口 尚) 4番 北川 雅紀君。

○4番(北川 雅紀) そうなんです、町長が言われたように、まずは入札というものは競争、それが地方自治法にも記してあるとおり、それが法律に書いてあるものなので一番重要視しなければならないと。

しかし、その中で地元業者の育成のために、指名して業者を選定してから入札するとかであるとか、コスト削減のために随意契約をするとか、いろいろな手法があつて、そのこのルール付けという部分が地方に任されているものやとは思いますが。大前提として競争。つまり、なんか建物を町で建てると。その建物を1,000万円で町が建てようという計画をして、あらゆる業者がその建物を建築や設計に関して入れるという、誰でも入れる一般競争入札というのが基本としてあるんですけれども。

玉城町のいろいろな入札制度を見る中で、今改善すべき点があるのかなと思う部分が、私が思うことは3点あつて、1点が随意契約が多いということと、2点目が指名競争入札制度が多い。入札に参加できる業者を絞って入札をするということですね。3点目が最低制限価格の適用範囲が狭いという、その3つが、今、玉城町で入札制度として改善したり考えなければならないことかと思つて今日は質問します

まず、このテレビを見ている方や、僕の認識としても知っておきたいので、玉城町は50億円という年間予算、大体なんです、そういうものがある中で、入札はどれだけの部分が50億年中、お金にタッチしているのか、まず、数字としてお伺いします。

○議長(風口 尚) 総務課長 林 裕紀君。

○総務課長(林 裕紀) 23年度の実績でございますが、入札に付した件数が180件でございます。これに伴います金額ですが、10億500万円程度になっております。

○議長(風口 尚) 4番 北川 雅紀君。

○4番(北川 雅紀) 今、答弁していただいたように、年間50億円、玉城町が使うお金の中で約10億円というすごいたくさんの金額が入札にかかわって使われたり払つたりということをしているわけです。なので、とても重要なことなんです、これは冒頭に述べたように、これといった正解がないというか、こうすれば間違いないというのがどの自治体にもなくて、玉城町でもそれを追求し続けなければならないということなんです。

資料を配付した右下に「1」と書いてあるものをまず見ていただきたいんですが、これを見ていただいて、上のほうの工事案件があつて、月日があつて、予定価格や落札価格がある表なんです、これを見てほとんどの方があれつて思う部分があると思うわけなんで

す。学者とか行政関係者、議員、そして、入札にかかわるあらゆる業者の人、誰が見ても100人中98人ぐらいはあれって思う部分が玉城町で起こっていると思うんですね。それはこの黒く記してある「落札率」というところなんです、この落札率、入札のことをある程度知っている方でしたら、年代順にさかのぼって行って、どんどんどんどん低くなってきて、今年の4月18日にあった玉城町役場耐震補強改修工事の設計ですね、これは玉城町の役場が耐震性がないので、それを補強するためにどんな工事をすればいいかということをして設計をするという入札が行われて、予定価格、役場がこれぐらいの金額でコンサルさんは落とすだろうなという金額をはじき出したのが、物価とかコンサル、建築士の時給とか、建物の広さとか強度とか、物の材料の値段とか、そういうものを計算した値段がこの予定価格、それが493万円というので予定価格として入札にかけて、実際参加した業者が落札した額が179万円、つまり落札率は493万円に対して、落札された金額は36%だったということなんです。

これを見て、入札を知ってる方なら、まず、あれっと思うはずなんです。こういう36%という数字は、まず出てこない数字でして。これは私個人の考えとか、町長個人の考えというのではなく、一般的に入札の落札率で正しいと言われるのは、70~85%の落札率だったら、適正な入札が行われた。95%以上の落札率が複数回続くと、談合の疑いが強いというのが学問的な一般的な一番支持されている数字と思うんですが、それが玉城町を見ると、ずっと22年から太陽光パネルとか、防衛の工事とか、複数回重なる中で、落札率がどんどん落ちてきていると。これはよっぽど知識の無い人か、よっぽど変わった考えを持ってない人以外は、あれっと思うはずなんです、町長、これを見てまずどう思いますかね。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） まず、今、そうして提示をしていただいておりますが、まさに競争が働いている結果であるということでございます。入札制度、基本は競争でございます。

しかし、これによって粗悪な工事、あるいは粗悪な設計がなされては、これは論外でございます。そういう考え方で、また、町民の皆さん方のできるだけ限られた財源を有効にという要請、あるいは民間での競争、公共でのこうした形での業者の皆さん方の保護の考え方、いろんな考え方があるわけでありましてけれども、これによって応札していただいた業者の皆さん方は、当然所要の資格があり、支障なく設計業務が執行されたと。公正な競争によって落札された結果であり、それに基づいて現段階でそれぞれの公共施設の工事が執行されておるといふ現状であるわけでございます。そういう認識をしております。

○議長（風口 尚） 4番 北川 雅紀君。

○4番（北川 雅紀） 町長のおっしゃられることが理想なんです。言わんとすることは分かりますが、それは未来のことは不確定なこととして、競争が行われて望む建物ができたり、労働環境の悪化もなく品質も確保されて、行政が払うお金が安ければ、それはいいんですけども。入札の場合はそうはいかなくて、過去のこの流れを見て、安く落としたところが粗悪なものを作っているというようなことを確定するわけではないんですが。例えば、今から6、7年前に姉齒物件、コストを下げた過程の中で、耐震の偽装

を行って建物が本来の役割を果たしてなくて、閉鎖されたホテルとか、ゴミ処理場とかもあったと思うんですが、機能しなくなった。つまり、そういう担保が必要なわけなんですね。

その担保というのが最低制限価格というのが制度としてあるんですが、その最低制限価格、つまり 100 万円の工事を発注して 60 万円以下の落札金額を提示した業者は落札できないという、60 万円という最低制限価格を設定して、55 万円という入札価格を提示すれば、その業者は参加資格がなかったということになるんですが、その意味として、この下、先ほど 1 と書いてあった、1 番の下に書いてあるんですが、やっぱり公共工事における品質の確保や安全対策の不徹底の未然防止というものを考えると、やはりそんなに、考えて見れば分かるように、一番下の玉城町役場の耐震補強の例でいきますと、493 万円で予定価格、これぐらいで落札するだろうなということを行政が数字としてはじき出したのに、179 万円でそれをやりますと言っていることを、普通に考えて疑問は抱かないとだめやと思うんです。行政がはじき出したこの数字は、じゃ、何なんやと。いろんな物価とか賃金とか面積とか材料とか、いろんなものを今の平均価格とかではじき出した数字やのに、その 36% でやれるというのはどうなるんかということを考えるべきだと思うんです。

それで、この一番下にある一番上の品質の確保や安全対策の不徹底の未然防止という、他にも最低制限価格を設定して落札率を異常に下げないという試みをする一つの理由として、ダンピング受注による公正な取引秩序の阻害防止、2 つ目ですね。これは、例えば、すごいでっかい企業が他の企業を、小さな中小企業をつぶしたるためにでかい企業が赤字を覚悟で入札に参加してくる。じゃ、その赤字覚悟のものを作り続けていけば、他の企業は入札できなくて、つぶれたり経営が悪化していくというニュアンスの問題なんです、そういうことも起こりうる。他の自治体で大きな企業が 1 円で入札したとかありまして、それで問題になったという経緯もあります。

ほかにもやはり落札価格が下がると、3 つ目なんです、下請業者へのしわ寄せや労働条件の悪化防止、やっぱり材料とか建築の基準的なものを作るためには、ある程度の決まったお金が必要になってくるわけなんで、そのお金のコストを下げていくとなると、やっぱり人件費になってくるわけなんです。そういった意味で下請け業者へのしわ寄せとか、下請けじゃない元請けの労働条件の悪化というものもかんがみると、やっぱり予定価格から大幅に下回る落札価格が起こっているという現状は好ましくない。

4 つ目なんです、これは建設や建設業をはじめとする関係団体の健全な発展の促進。玉城町は最初に指摘した指名競争入札制度が多いというのが問題というか、改善すべき点もあると思っているわけなんです、これはきっと町内業者の育成というものを考えるから指名しているという部分もあると思うんです。そういった意味で言うと、その促進も低価格競争になればなるほどなくなってしまおうと。価格競争、つまり発展性がない人件費の削減とかの競争になってしまう可能性があるということなんです。

最低制限価格というものの規定が狭いと言ったのはこういった部分なんですけども、そういうものを設定せずにいる状況、何か意図があるのか、それとも、なんか規程で決まっ

ているのかと思うんですが、なぜそういったものを付けないのかお聞きします。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） 最低制限価格を設定して執行したのものもありますし、この今提示のものについては、最低制限価格を設けない形で執行しておりますけれども、あるいは案件によりましては、内容によりましては最低制限価格を設けて執行していくことも、これからは考えていきたいと思っております。

やはり事業者さんはそれなりに資力、信用を持って、そして社会的な信用を、やはり粗悪な事業あるいは工事ということになりますと、信用を失うことになりますから、あらかじめ指名の段階では、当然そうした信用の面からも、あるいは資産の面からも適切と判断をして指名をするわけでありまして、当然のことながら信頼性に劣る事業者さんはあらかじめ排除をしていくという考え方の中で、競争をこれからもしていただきながら適正な執行をしていきたいと考えています。

○議長（風口 尚） 4番 北川 雅紀君。

○4番（北川 雅紀） いろんな入札案件にも測量とかコンサルタント、一般の方々がすぐパッとイメージするのは工事、道路とか下水道とかそういう工事やと思うんですが、建物を建てる時の設計とか、よく道でやってる測量とか、あとは物品の購入とか、ほかには業務の委託とかもありますね。そういう様々な部分は入札案件にかかわってくるんですが、それぞれ内容や意図するものが違うので、制限価格を設けたり、指名入札制度にしたりバラバラになってくるかと思うんですが。

さっき説明したコンサル業務なんですね、さっき見ていただいたのは設計案件ばかりなんですね。玉城町役場の設計、有田保育所の太陽光の工事監理、工事監理というのは、建ててるときにそれが適正に行われてるのか監理しているやつですね。後は書いてあるとおり、有田や田丸や下外城田の保育所の太陽光とかの設計。今回のテーマ、いろいろ入札制度がある中で設計案件に最低制限価格を付けたほうがいいんじゃないかというのが主題としてあって、なんでいろいろなものをそれぞれ選ぶわけですね、最低制限価格をしたり指名にしたりとか。

それが玉城町の規則、規則というのは条例案件じゃないので、町長がこれやと決めたら、明日にでも変わるような規則なんですけど、これが資料を見ていただいて、2枚目の下のほうですね、玉城町建設工事執行規則第10条というものがあって、町長は、工事又は製造の請負を競争入札に付する場合において、地方自治法施行令第167条の10の2項の規定による最低制限価格を設ける必要があるときはと書いてあるわけなんです。

つまり規則の中に、工事又は製造の請負を競争入札でやる場合には最低制限価格ということが書いてあるので、コンサルとか測量とか物品とかに最低制限価格を設けてないんじゃないかと思うんです。ここにコンサルでも最低制限価格がないパターンもあると思いますけれども。

先ほど町長、これからはケースケースで考えていきたいという話でしたので、できれば執行規則に工事又は製造の請負、その他とか、この2つに限定せずに、測量やコンサルト

とか物品とかいろいろなバージョンを考えて入れてほしいと。特に今回、私はこういうテーマにコンサル、設計業務のことを出したので、その分野は入れるべきじゃないかと思うわけです。

上を見ていただいて、近隣の自治体はどうなっているかというのと、玉城町以外、度会、明和、多気、松阪、伊勢市、それぞれ調べたんですが、玉城以外、この5市町、すべて物品以外は、例えば、物品というのはソニーやパナソニックの何年型のパソコンを10台でいくらですかというような言い方をするので、値段の誤差がないわけです。そのものを絞って指定するわけなんで、この落札率が大幅に低くなることはないし、来る物も分かるので、すごく落札率が低かったとしても品質が保証されているというか、想像ができるので問題ないという意味で、物品は最低制限価格を設定する対象から外しているところが松阪以外は全部なんです。

ほか、例えば度会町、入札のほぼすべてが指名競争入札で行われているんですが、そのすべてほとんどに最低制限価格を設けていると。それがコンサルであっても測量であっても工事であっても設けている、最低制限価格を。その数字はここに予定価格の3分の2から5分の4以内。つまり3分の2ということは、66.6%より低い落札率の場合は落札できないというものを設定しているわけですね。

下の明和町へいくと、競争・指名にかかわらず工事、設計はすべて最低制限価格を実施していると。予定価格の3分の2から10分の8.5以内。ここも66.6%ですね。

多気町を見ても競争・指名や金額にかかわらず最低制限価格を対象としていると。工事、測量、設計、監理業務をすべてですね。

松阪市や伊勢市というのは書いてありますけど、ここは大きな都市だけあって、いろいろ複雑な要素が絡み合うので、一概にこの文書で書くことはできないんですが、基本的には松阪市は、競争入札、電子入札を実施していて、その電子入札の場合は最低制限価格を設定していると。一部の特殊な入札のときは最低制限価格を入れてないんですが、最低制限価格を。

伊勢市は指名競争にかかわらず実施していて、伊勢の場合は、これ僕良いかんと思うんですが、工事以外の業務委託で50万円以上の案件は最低制限価格の対象としていると。工事、設計、業務委託の場合は130万円以上の案件は最低制限価格の対象としていると。大きな市なので全部やっていたら業務が追いつかないとかいろんな理由はあるんでしょうけれども、こういう値段で区切ってもいいので、ある程度最低制限価格を設定しないと、最初言ったようなことが確保できないと、公正な公共工事の品質の確保や、下請業者や労働環境の悪化というものを防げないと。そういった意味で書いてあるように、近隣の市町もすべてほとんど設定してあると。

これは完璧に全国的にもスタンダードなこととして、姉齒問題とか、法律でも公共工事の品質確保の推進に関する法律というのが平成17年に作られてて、そのときにいろんな理念があるんですが、品質確保をこういう理念でしなければならぬというのが平成17年になって、その以降、バーツとようけ設定し始めたわけなんで、スタンダードなことなん

で、玉城町も一番下に書いてあるように、工事又は製造の請負というものは設定しているので、改めて今、入札制度というものは日々変えていって、日々良いものにしていって、常に追求していくものなんで検討していただきたいと思うんですが、いろいろ話しましたが、どうですかね、町長。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） 先ほども案件によっては最低制限価格の設定を考えていきたいと思っています。そういうところで、やはり基本は法に定められた競争することが原則だという考え方でいきたいと思っていますし、また、その都度、今までもいろんな事前公表をしておいた時代がありましたけども、それを廃止したり、いろんな見直しをしながら、議員からのお話のように全国、あるいはいろんなところでの問題が生じておりますことを参考にしながら、町としても適正な形で入札行為が行われるように、これからも努力をしていきたいと思っています。

○議長（風口 尚） 4番 北川 雅紀君。

○4番（北川 雅紀） そうですね、日々変えていく中で、今指摘したことをかんがみながら入れていただければと思います。

ただ、今回、私が指摘したことで落札率がある程度の歯止めがかかるということは、やっぱり払うお金の支出、もちろん未来に投資するために変なものできないとか、リスクを避けるとか、業者さんの生活を守るとかあるんですが、払うお金が増えるということが一方であるんですが、それは大本である一般競争入札というものをいろんなところ、物品とか工事とかいろんなところに広げることで相殺できると。そこがあるから、ある一方は守ることで結果としては払うお金が増えるようなことがないとか、増えるリスクが減ればと思っていますので、全部つながってくるわけなんで、改めて、規則なんで本当に町長が明日から変えようと言えば、1週間とかで変わるものだと思いますので、本当に最初言ったように50億円の年間予算の内、10億円はタッチしている部分なんで、変えても変えてもきりないんですが、日々変えていってほしいなと思って、この質問は終わらせていただきます。

2つ目の質問なんですが、2つ目は12月議会のときに、行政は今お金がないと、厳しいと。そういったときやることは、いろんなサービスとかを削減していって、お金の出ることを減らしていくか、もしくは住民の方に負担していただく税金を増やすことしかないと思うんですね。

ただ、その2つ、どっちをやるにしても、行政自身が努力せんとだめということで、行政自身ももうけやなあかんというような趣旨の話をさせていただいて、12月、その行政がもうける手段、いくつか現実的なもので提案させていただいて、そのとき答弁していただいた内容が、OA委員会で検討しますというような答弁をされてたので、もう半年経つので、その検討結果がどうだったのかということをお伺いします。

具体的に5個、こんな行政がもうけられる作業をしたらどうかということを提案したんですが、5個全部言ってもあれなんで1個ずついきたいと思っています。

1つ目が、封筒の公告や物納ですね、こういう封筒ありますね、松阪とか津でもらって

きたんですが、こういった封筒に広告を書いてもらってそれを物納してもらったり、公告を載せるからこっだけお金いただきますということをもっと広げたらどうですかということで、現在、玉城町では生活福祉課の窓口の封筒だけはやっているんですが、ほかの課がやってないといったことで、その話し合い、他の課に言えばいいんじゃないかと思って全庁舎的にやればいいんじゃないかと思うんですが、その流れはどうなってますか。

○議長（風口 尚） 総務課長 林 裕紀君。

○総務課長（林 裕紀） まず、封筒の公告と物納ということをおっしゃったんですけども、封筒につきましては、業者の公告を入れることによって物納をしていただいとる状況でございます。

あと、ほかにつきましても検討するものについては収入としていただくようにしていますし、また、今後、いろんな問題で検討する部分についても、今後どうするかということはまだ検討中のものもございます。

○議長（風口 尚） 4番 北川 雅紀君。

○4番（北川 雅紀） 5個連続で言おうと思いましたが、今の答弁でやめまして、5個中、視察研修の有料化の統一というのはやっていただいたので省いて、あと、ほか残っている4つ、封筒の広告や物納、ホームページのバナー広告、ゴミ収集袋への公告、ゴミカレンダーの広告という、4点が提案した5個の中で実施されてないと。封筒の広告や物納は半実施ぐらいと思って、完璧に実施されてないのがホームページのバナー広告やゴミ収集袋への広告、ゴミカレンダーの広告というものと思うんですが、その進展具合というか、6ヶ月経ってるので、ある程度詳しく聞きたいんですが、ゴミ収集袋への広告とゴミカレンダーの広告は、やらんでもいい理由が2～3割あるかなと思うので、6～7割はメリットがあるのでやるべきやと言うたわけなんですけど、1個、ホームページのバナー広告に関しては、ほぼ100%に近いぐらい、玉城町がすぐやらん理由がないと思うので、すぐやってもらえるかなと思って12月質問したんですが、ホームページのバナー広告がまだ実施されてない、検討しているという過程はどんなものになってますかね。

○議長（風口 尚） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） 今、北川議員にいろいろ提言いただいとること、やはり財源の厳しい中で確保という考え方からの中で、なっとか広告収入によって足しにしたらどうかという提案でございまして、それぞれいろいろ検討しながらでございますけれども、やはり一番重要なことは、このことで少し全国的にも問題が生じておるといことがございます。

具体的に申し上げますと、そこで広告を出しておった方は良い業者さんだと、こういうふうな評価が走っておりまして、本来行政の一番の最大の原則は公平性でありますけれども、特に特定の業者の利益をさも誘導しておるようなことで問題が生じておるといことも事実でございますので、やはりそういうことも十分に検討しながら進めていくべきだと思っております。

視察によりますところの資料代等は、いただきながら取組をさせていただいておりますが、バナー以外のほかのことも確保のできるものは確保といいますか、広告収入が得られ

るというものにつきましては、これからも検討していきたいと思っておりますけれども、まずは町として一番評価をいただいておりますのが、ふるさと納税が県下トップということでございまして、既にスタートから770件の件数で2,300万円からの寄付をいただいております。このことは大きいと。それが県内外からの方による、しかも毎年、多い人ではスタートの時点から連続して寄付をいただいておりますということでもあります。したがって町としてのアピール、町としての行政運営の評価、そして、それをご覧をいただいておりますの寄付をしていただく方々との信頼関係、そういうものももっともっとこれから力を入れていく必要があると思っております。玉城町ファンの方々の方々の期待を損なうことのないような行政運営が非常に重要ではないかと思っております。年々、この件数がスタートでは60件でありましたけれども、毎年120件から、200件から、そして370件からという形で、寄付の件数が増加をしておるということもございまして、その中身はそれぞれのご寄付をいただく皆さん方が、寄付の目的を子どもたちや教育のために、あるいは町の自然環境保全のために、あるいは防災対策のために等とか、そういうふうな目的を掲げてご寄付をいただいておりますということもございまして、このことも大きな町に対する財源となっておりますことも合わせてお答えをさせていただきます。

○議長（風口 尚） 4番 北川 雅紀君。

○4番（北川 雅紀） 話はバナー広告にしまして、バナー広告、本当にさっき9割以上やる理由しかないといった理由で、町長が言っていた悪い面のデメリットですね、例えば、なんとかA社というのが玉城町のホームページにあって、そのA社が悪いことをしたら、玉城町にも責任があるんじゃないかというような論評が過去にほかの自治体であったというぐらいなんです。

実際、でも、そんなこと、なんの責任もないですし、公平性の観点というところで問題があるのであれば、全国的にやっているような流れは起きないですし、事実、伊勢市や松阪市や明和町や大紀町というところがやっている中で、メリットのほうが大きいからやっているんですね。町内業者が全国に発信することもできますし、玉城町がそういうものを集めれば、玉城町のホームページを見る人も増えますし、玉城町とつながっている、例えばアグリとか、そういう町内業者をPRする機会にもなりますし、他にもメリットとして、玉城町はもうできてるわけなんですよね、バナー広告を置くスペースが。車とかで言えば、設計図も書いて部品も組み立てて、技術の人も雇って組み立て、色塗って販売店もあるわけですよね、もうそこにあるから。販売店に完成した車があるのに、値段決めてないから売ってないというような状況なんですよね、バナー広告に関しては、

なので、デメリットがないことは世の中にはないので、割合として五分五分以上やったら、やったほうがいいんじゃないかなと思いますし、その比率が高い9割とか、それは僕の感覚なので、他の方とは違うんでなんとも言えないですけど、そういったものはやはり打ち破ってもうけないとだめやという精神で玉城町もやっていただきたいと思うんです。そうすることをおある1ヶ所でも始めれば、ほかの職員の方もここでもうけられるんじゃないかとか、そんな考えが生まれて、組織として向上していくというような作用もあると思うん

で、ぜひ、他の言っていたゴミのカレンダーとか、ゴミ収集袋の広告というのは僕はやるべきやと思うんですが、そこは検討する材料があるので考えていただいて、また答えをいただきたいと思うんですが、バナー広告に関してはすぐにやるべきやと思っていたので、どうかお願いというか、早急に答え、やらないならやらないでいいんですが、そういったものを時代の流れを踏まえた考えを持って進めていっていただきたいと思います。

これで、今日2点、質問させていただいたんですが、私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（風口 尚） 以上で、4番 北川 雅紀君の質問は終わりました。

これにて、本日の日程はすべて終了いたしました。

明日14日は午前9時より本会議を開き、提出議案に対する質疑を行いますから、定刻までにご参集願います。

閉議の宣告

本日はこれをもって散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

(15時12分散会)